

各会計予算特別委員会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年3月12日（木曜日） 午前10時00開会

- 第 1 議案第13号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第14号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第15号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第25号 平成27年度羽幌町一般会計予算
- 第 5 議案第26号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 6 議案第27号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第28号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第 8 議案第29号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 第 9 議案第30号 平成27年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第10 議案第31号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第11 議案第32号 平成27年度羽幌町水道事業会計予算

○出席委員（11名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	6番 磯 野 直 君
7番 村 田 定 人 君	8番 阿 部 和 也 君
9番 松 原 浩 一 君	10番 熊 谷 俊 幸 君
11番 室 田 憲 作 君	

○欠席委員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	井 上 顕 君
総務課長補佐	酒 井 峰 高 君
総務課主幹	丹 羽 浩 二 君

産業課長	鈴木 繁君
産業課主幹	渡辺 博樹君
産業課農政係長	佐々木 慎也君
産業課興係長	木村 康治君
産業課興係長	大平 良治君
商工労働係長	
産業課農政係主査	近藤 優樹君
産業課興係主査	山田 太志君
産業課商工労働係	高山 橋司君
兼観光興係主査	
産業課主任	蟻戸 貴之君
水産林務係主任	木村 和美君
天売支所長	高橋 伸君
焼尻支所長	
学校管理課長	春日井 征輝君
学校管理課主幹	宮崎 寧大君
学校管理課主幹	
兼学校給食	湊 正子君
センター所長	
社会教育課長	杉澤 敏隆君
兼公民館長	永原 裕己君
社会教育課長補佐	大西 将樹君
社会教育係長	今村 裕之君
社会教育係長	
農務局長	

農 業 委 員 会
農 地 係 長
選 挙 管 理 員
事 務 局 員
選 挙 管 理 員
総 務 係 長

有 田 智 彦 君
井 上 賢 顕 君
敦 賀 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
総 務 係 長
書 記

藤 岡 典 行 君
清 水 聡 志 君
逢 坂 信 吾 君

◎委員長挨拶

○金木委員長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会におきまして、平成27年度羽幌町各会計予算を審議するに当たり設置されました特別委員会に副委員長として磯野委員が、委員長に私が皆様から推薦をいただき、その職責を担うこととなりました。厳しい財政状況にあります中、平成27年度の重要な行財政の方向を決定する予算委員会であります。副委員長ともども懸命に務めたいと思いますので、委員皆様の特段のお力添えをお願い申し上げ、簡単であります、就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○金木委員長 ただいまから羽幌町各会計予算特別委員会を開催します。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○金木委員長 本日の欠席届並びに遅刻届はありません。

これから本日の会議を開きます。

◎議案第13号～議案第15号、議案第25号～議案第32号

○金木委員長 本委員会に付託された案件は、議案第13号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例、議案第14号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例、議案第15号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例、議案第25号 平成27年度羽幌町一般会計予算、議案第26号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、議案第27号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、議案第29号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計予算、議案第30号 平成27年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、議案第31号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、議案第32号 平成27年度羽幌町水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

お諮りします。既に本会議において平成27年度各会計予算の提案理由説明が終わっておりますので、本委員会では一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算の内容説明を財務課長及び建設水道課長に求めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認め、ただいま説明した順に従って進めることに決定しました。

それでは、一般会計予算及び各特別会計予算の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○三浦財務課長 では、私のほうから予算の説明をさせていただきますが、その前に国の補正予算絡みで当初予算に影響のあるものもありますので、その説明を若干させていただきます。

本年度につきましては、当初予算編成後に国の平成26年度補正予算ということで、急遽新たな交付金である地域住民生活等緊急支援のための交付金が設けられたことから、観光協会補助金の一部事業などで当初予算の一部に交付金対象となる事業もありましたことから、交付金で申請した事業と一部重複している内容も含まれておりますことをご了承願いたいと思います。なお、この交付金の内容につきましては、後で追加案件として補正予算の中で説明をさせていただきます。また、この件に関する予算調整は、今後の補正で対応しますので、あわせてご了承願いたいと思います。

それでは、お配りしております予算説明資料に基づきまして概要を説明させていただきます。

1ページ及び2ページにつきましては、町長の提案理由で述べておりますので、省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。科目別歳入内訳でございますが、それぞれの収入科目ごとに一般財源、経常特定財源と臨時特定財源に分けております。表の右側の合計のところから収入の多い上位3つを丸つき数字で表示しております。①、地方交付税、②、町税、③、町債の順序となっております。前年度と同様となっております。ごらんをいただきまして、全体の説明は省略させていただきます。

次の4ページをお願いいたします。科目別歳出内訳の総括表でございますが、その内訳は次の5ページ、経常費、6ページ、臨時費と、分けて記載しておりますので、それぞれ説明をさせていただきます。5ページ、経常費で表の右側の網かけをしている増減額をごらんください。当初予算で前年度との増減額をあらわしております。主なものを申し上げます。2款総務費で2,404万7,000円、14.8%の増加は、本格稼働した電算協議会負担金が主なものでございます。4款衛生費で2,208万3,000円、6.1%の増加は、予防接種法改正により、定期化された水ぼうそう等の対象者増加や委託料の単価上昇などが主なものでございます。7款商工費3,631万3,000円、197.2%の増加は、ハートタウンはぼろの維持管理費用が主なものでございます。12款公債費で8,093万6,000円、10.3%の減少は、起債償還金の元金及び利子の減少でございます。13款諸支出金で2,017万5,000円、2.2%の減少は、退職に伴う人件費の減少でございます。合計では233万2,000円、0.1%の増加となっております。以上が経常費の増減の主なものでございます。

6ページをお願いいたします。臨時費を款別にあらわしておりますが、増減の主なものについて申し上げます。2款総務費で1億2,235万5,000円、44.3%の減少は、羽幌町エコアイランド構想事業や事務改善・システム維持管理事業、庁舎廃棄物処理事業の減少が主なものでございます。7款商工費で2億1,400万1,000円、62.

6%の減少は、中心市街地活性化事業などが主なものでございます。9款消防費で1億2,469万6,000円、58.5%の減少は、消防救急デジタル無線整備工事や災害対応特殊消防ポンプ自動車更新事業が主なものでございます。10款教育費で3億7,779万6,000円、255%の増加は、羽幌小学校改築事業が主なものでございます。以上が臨時費の増減の主な内容で、臨時費合計では3,233万2,000円、1.9%の減少となっております。

次に、7ページ、8ページでございますが、この表は節別に集計したものでございます。ごらんをいただきまして、全体の説明は省略をさせていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。この9ページから23ページまでは、本年度の主な臨時事業一覧として事業内容と事業費、財源内訳を記載しておりますが、事業の主なものについてご説明申し上げます。2款総務費、1、地域振興事業において地域おこし協力隊事業1,887万7,000円は、現在3名体制の協力隊員について、両島各1名を配置し、主に福祉業務に従事させ、地域の福祉対策の推進を図るものでございます。10ページでございます。3、生活路線・航路対策において離島航路利用促進事業補助150万3,000円は、高速船の利用率の低い6月限定で料金の割引を実施し、利用促進を図るもので、3年計画の最終年となる事業であります。4、公共施設等管理費において公共施設マネジメント計画策定事業424万9,000円は、3月完成予定の公共施設白書に基づき、今後の施設などのあり方を協議し、平成28年度の計画策定に向けた作業を行うものでございます。7、統計調査において国勢調査事業496万円は、5年ごとに実施される人口や世帯等の統計調査事業で、ほかに農林業センサス事業、経済センサス事業が予定されております。9、一般行政経費において人事評価制度導入事業252万5,000円は、地方公務員法改正により、人事評価制度の実施とその結果を基礎とした人事処遇への対応が平成28年度から義務づけられることへの対応事業でございます。

12ページで3款民生費、5、介護保険事業において介護保険事業特別会計操出金882万8,000円は、3年ごとに改正される介護保険事業計画での保険料改正周知や訪問調査員の増員、特別養護老人ホームの電動ベッドや車椅子の更新を図るもので、600万については寄附金を充てております。

3、じんかい処理事業においてごみ収集車両購入事業1,636万2,000円は、羽幌地区のじんかい収集車を更新して環境衛生対策の充実を図るもので、過疎対策事業債1,560万円を予定しております。

次に、15ページでございます。6款農林水産業費、2、農村環境整備事業において農業農村整備事業補助1,455万円は、農業の生産性向上、農業経営の安定化を図るため、用排水施設や区画整理、暗渠排水等の整備を行うもので、財源は過疎対策事業債1,450万円を充てております。この事業は、5カ年計画で2年目となる事業でございます。5、林業振興事業において天売地区共生保安林管理事業98万1,000円は、遊歩道の草刈りやノゴマ館のトイレ清掃委託で、草刈り回数を増加して環境整備を図るものでござい

す。16ページでございます。6、水産業振興事業において離島漁業再生支援交付金1,210万4,000円は、漁場の生産力向上対策などにより、離島漁業の再生を図るため、本年度から新たに5カ年計画で実施するもので、国2分の1、道4分の1、町4分の1の負担で実施する事業でございます。

7款商工費、1、商工業振興において雇用促進助成事業996万円は、町内での雇用促進を図るため、新たに求職者を雇用するものに対し助成を行うもので、着実に対象者が増加している状況にあります。財源につきましては、過疎対策事業債のソフト事業として990万円を充てております。

次に、18ページでございます。8款土木費、1、道路橋梁管理事業において橋梁長寿命化事業3,227万1,000円は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく10年計画の新規事業として、本年度は第2二股橋と第3二股橋及び長久橋の補修設計業務と第2二股橋の補修を実施するもので、財源は社会資本整備総合交付金65%充てております。2、港湾管理事業において焼尻港補修事業218万7,000円は、老朽化した東外防波堤標識灯の取りかえ修繕が主なものでございます。次に、19ページで住宅改修促進助成事業800万円は、3年計画の最終年となる事業で、過疎対策事業債を充てております。

次に、20ページでございます。10款教育費、1、学校教育振興事業において天売高等学校生徒募集事業402万円は、天売高等学校の生徒募集事業で、PRや旅費が主なものでございます。財源につきましては、離島活性化交付金と一般財源を充てております。3、教員住宅管理事業において教員住宅建設事業487万1,000円は、教職員の良好な居住環境を確保するための設計業務委託料などで、辺地対策事業債480万円を充てております。次に、22ページでございます。8、社会教育施設管理事業において焼尻郷土館整備事業2,819万6,000円は、老朽化した本施設の改修工事で、財源は北海道の地域づくり総合交付金と過疎対策事業債を併用するものでございます。

以上で平成27年度の主な事業の説明を終わりました、次の24ページでございますが、このページから27ページまでは特別会計の概要でございます。町長からの提案理由をもってごらんをいただき、私からの説明は省略をさせていただきます。

28ページをお願いいたします。給与費予算調書(当初)であります。ここには議会議員、町の特別職、それから一般職として定数内職員及び再任用短時間職員、嘱託職員の報酬を含めました人件費の状況でございます。一番下の右欄、合計の差し引き計欄でございますが、26年度と比べまして67万3,000円の人件費の増となっているものでございます。

次に、29ページをお開き願います。地方債現在高見込み及び交付税補填調書(資料)でございます。(1)、25年度末残高で一番下の総合計の欄ですが、98億8,427万3,000円となっております。これが右から3番目、(7)、27年度末残高見込み額では98億3,468万5,000円となる見込みでございますが、それを会計区分及び起債区分ごとに内訳を載せてございます。この状況でいきますと、(1)引く(7)の

差額4,958万8,000円減少する見込みとなっております。また、このうち後年度に交付税で補填される額は、表の右から2番目にありますように61億3,913万6,000円、約62%と見込んでおります。

次の30ページをお開き願います。北留萌消防組合予算の概要でございますが、2、羽幌消防署分についてご説明いたします。右側の臨時費で消防救急デジタル無線整備工事6,328万2,000円とその工事監理業務177万1,000円は、平成28年5月までにアナログからデジタルへの移行が義務づけられている消防救急無線の工事で、26年度70%、27年度30%の予算措置となっております。次に、小型動力ポンプつき積載車更新2,762万3,000円の事業費は、老朽化した離島地区及び市街地区のポンプつき積載車の更新を図るもので、今後の火災防衛活動や各種災害活動において威力を発揮する車両の更新で、消防債や過疎対策事業債を充てております。

次の31ページで、羽幌町外2町村衛生施設組合予算の概要でございます。④、臨時的経費の内訳で主なものは、きりりサイクル工房整備工事や堆肥化施設コンベヤー整備工事となっております。

以上で予算説明資料によります内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○金木委員長 次に、水道事業会計予算の内容説明を求めます。

建設水道課長、安宅正夫君。

○安宅建設水道課長 それでは、引き続きまして平成27年度羽幌町水道事業会計予算の内容説明をさせていただきます。

まず、説明に先立ちまして、平成26年度より水道事業の会計制度が大幅に変更されたことを改めてご説明いたします。地方公営企業の会計制度につきましては、昭和27年の地方公営企業法施行以来、発生主義の考え方に基づいた複式簿記による会計導入することにより、企業の経済性を発揮する環境の整備に留意しつつも企業債等を借り入れ資本金として資本に位置づけるなど地方公営企業独自の仕組みがとられてきており、この基本的な大枠が維持されたまま今日に至っております。その一方、一般の企業会計においては経済のグローバル化が進展する中、国際会計基準を踏まえた大幅な会計基準の見直しが行われてきた状況にあります。その結果、地方公営企業会計と企業会計の制度的な隔たりが大きくなってきており、相互比較分析を容易にするためにも会計制度の整合を図る必要が生じていたことから、昭和41年以来ほぼ半世紀ぶりに全面的な見直しが行われることとなったものです。本年につきましては、会計制度改正から2年目の予算となります。既に26年度の予算書により、新会計基準に基づいた内容で作成することが義務づけられておりましたが、前年度分の予定損益計算書及び予定貸借対照表については、旧会計基準での内容となっております。本年より前年度分の財務諸表についても新会計基準により作成されております点が26年度からの大きな変更点となりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、最初に20ページからご説明させていただきます。20ページ、平成27年度羽幌町水道事業会計予算実施計画説明書、収益的収入及び支出でございますが、この説明書は消費税込みの金額で記載しております。それでは、1款水道事業収益、1項営業収益でございますが、1目の給水収益は収益的収入の9割以上を占める水道使用料で2億2,667万8,000円を計上しております。この金額につきましては、過去3年間の増減率の平均により算出しておりますが、対前年比で298万7,000円の減額となっております。

次に、21ページをお願いします。2目のその他の営業収益でございますが、雑収益に含まれる下水道使用料徴収委託料470万円が主なもので、そのほかに給水装置手数料、検査手数料等を合わせまして合計541万2,000円を計上しております。

次に、22ページをお願いします。2項の営業外収益でございますが、会計制度改正により新たに設けられた2目の長期前受金戻入が主なものです。内容としては、資本的支出の取得に充てるために交付された補助金等は、従来当該事業年度の資本剰余金として一括計上されてきましたが、制度改正後は負債勘定である繰り延べ収益に計上した後に減価償却見合い分を順次収益化することとなりました。なお、この長期前受金戻入につきましては現金の伴わない収益となります。

3項の特別利益につきましては、同じく制度改正に伴い、計上が義務づけられた貸倒引当金に関する項目となりますが、決算整理において貸倒引当金の評価額が現在高を下回った場合にその差額を収益とするもので、27年度においては該当がないものと見込んでおります。

続きまして、23ページ、支出の部でございます。まず、1項営業費用、1目原水及び浄水でございますが、対前年比281万1,000円減の5,300万5,000円を計上しておりますが、24ページに修繕料及び工事請負における臨時的経費の増減によるものでございます。

25ページをお願いいたします。2目配水及び給水でございますが、対前年比299万5,000円減の4,582万7,000円を計上しております。これは、次の26ページの量水器取りかえ工事の個数の増減によるものです。

次、27ページをお願いします。3目の総係費は、公営企業職員の人件費や内部管理経費が主なものです。対前年比20万1,000円減の3,509万2,000円を計上しておりますが、これは電算システムの貸借料の減などによるものです。4節の賞与引当金繰入額につきましては、制度改正により新たに計上が義務づけられたものです。これは、6月に支給される手当の積算に当たっては前事業年度の12月から3月までの在籍期間を含むことから、翌年度の支給に対してあらかじめ引き当てをするものです。

次、30ページをお願いいたします。4目の減価償却費に5,834万1,000円、5目の資産減耗費に2,000円を計上しております。

6目その他営業費用の26節貸倒引当金繰入額につきましても制度改正によるものとな

ります。これは、未収となっている滞納分の水道使用料について、将来的な不納欠損に備えるため、貸し倒れ実績率により回収不能見込み額を引き当てすることが義務づけられたことから、決算整理において貸倒引当金の評価額が現在残高を上回った場合にその差額を調整するものでございます。

次に、31ページですが、2項営業外費用は、借り入れに係る起債の利息1,724万5,000円に一時借入金利息22万円を加えた1,746万5,000円を計上しております。

2目の消費税につきましては、水道料金などの仮受消費税から水道事業費用の仮払消費税を差し引きまして増税分を加味した結果1,200万円の納付を予定しております。

3項特別損失ですが、会計制度移行時における引当金の計上不足額について、特別損失として計上することになっておりましたが、26年度のみ取り扱いであったため本年分は計上してございません。

次、32ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入はございません。資本的支出でございますが、1項建設改良費、1目設備拡張費で196万6,000円は栄町地区の配水管布設、2目設備改良費の815万4,000円は栄町地区及び寿地区の配水管の布設替によるものであります。

2項の企業債償還金5,202万2,000円ですが、これは平成15年度までの借り入れ分の元金償還であります。

次に、3ページに戻って説明をさせていただきます。3ページ、4ページは、先ほど説明しました20ページから32ページの内容の総括表となっております。本表は税込みの数値であります。3ページの収入予定額2億4,500万から4ページの支出予定額2億2,400万を差し引きしますと、100万円の黒字となる見込みであります。

次に、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の総括表でございますが、先ほど32ページでご説明したとおり資本的収入はありませんので、資本的支出6,214万2,000円の不足額は損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、6ページをお願いいたします。こちらの予定キャッシュフロー計算書につきましては、制度改正に伴い作成が義務づけられたものであります。この表は現金の増減に着目したもので、間接法により作成しております。27年度については、期首と比較して期末時点で2,025万2,000円の資金増となる見込みでございます。

次の7ページから9ページまでにつきましては、給与の前年度比較及び増減の明細書であります。ごらんいただきまして、説明は省略させていただきます。

次に、10ページをお願いいたします。平成19年度より浄水場等の運転管理業務を委託しておりますが、25年度からその業務をさらに3年間延長したことから、その委託料に関する債務負担行為調書となっております。

次の11ページから13ページは、平成27年度期末時点での水道事業の財政状況を示す予定貸借対照表でございます。ここから説明する財務諸表につきましては、全て税抜き

の数字によるものでございます。11ページから12ページにかけて、先ほどより説明しておりました引当金や繰り延べ収益の項目が追加されているほか、従来は資本として整理されていた企業債の償還金が制度改正により負債の部へと移動しており、ワンイヤールールにより1年以内に支払うものを流動負債に、翌年度以降支払い分を固定負債へそれぞれ計上しております。

次に、14ページをお願いいたします。平成26年度予定損益計算書ですが、経営成績の見込みを示すもので、下段に記載のとおり4,277万5,000円の利益が発生する予定であります。

次の15ページから17ページは、平成26年度期末の予定貸借対照表であります、ごらんいただきまして、省略をさせていただきます。

なお、平成26年度分の財務諸表につきましては、新会計基準により作成してございます。

次、18ページをお願いいたします。次の18ページ、19ページにつきましては、制度改正により義務づけられました注記となります。制度改正により、セグメント情報の開示、減損会計の導入、リース会計の導入がされておりますが、19ページにおいてそれぞれ該当内容を記載しております。

以上、水道事業の予算説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○金木委員長 以上で各会計予算の内容説明を終わります。

お諮りします。予算関連議案及び各会計予算の質疑、討論、採決に入る前に、各会計予算の内容審査を提案者側の出席を求めながら行い、その後各議案について議案ごとに一括質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認め、ただいま説明した順序に従って進めることに決定しました。

それでは、各会計予算の内容審査を行います。

まず、進め方としては一般会計については歳出の款ごとに区切り、歳入は一括して審査を行うこととし、各特別会計及び水道事業会計は会計ごとに歳入歳出一括して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認め、ただいま説明した順序に従って進めることに決定しました。

初めに、羽幌町一般会計予算の歳出から始めます。

予算の内容審査であり、質疑、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

説明員入れかえはありません。引き続き続行します。

それでは、第1款議会費、67ページから68ページまで質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これでは質疑を終わります。

次に、第2款総務費、69ページから96ページまで質疑を行います。

6番、磯野委員。

○磯野委員 まず、1点確認をして、それから質問をしたいと思っておりますが、予算説明資料の9ページの地域振興事業についてですけれども、その中の企業誘致推進事業ですけれども、まず1点、これは継続……

(何事か呼ぶ者あり)

○磯野委員 継続事業という捉え方ですね。

○金木委員長 総務課、井上課長。

○井上総務課長 お答えします。

そのとおりでございます。

○金木委員長 6番、磯野委員。

○磯野委員 金額的にはさほどの金額ではないのですけれども、まずこの企業誘致についての今までの継続の中での事業の内容等について説明をお願いします。

○金木委員長 総務課、酒井課長補佐。

○酒井総務課長補佐 お答えします。

この取り組みにつきましては、平成25年度から予算づけをしていただきまして、実行をしているところでございますけれども、まず企業向けにアンケート調査を行っております。これにつきましては、特に予算は生じないのですけれども、大体半年に1回ぐらい羽幌町に関係のある企業さんのほうに毎回100から150ぐらいの企業をチョイスいたしまして、企業誘致の可能性ですとか、羽幌町に企業誘致する場合についての条件ですとか、そういう部分の情報を入手しております。また、関連企業といいますか、羽幌町出身の方で札幌のほうで会社社長等をやられている方がいらっしゃいますことから、その辺の縁故を活用いたしまして、企業訪問等行っております。また、その際に企業誘致まではいかないのですけれども、羽幌町のそういう産品を流通させたいということであちこちの企業からお話をいただいておりますので、そういうところに出向きながら、羽幌の商店のほうに紹介をして、そういう地場産品の販路拡大等に努めているところでございます。

○金木委員長 6番、磯野委員。

○磯野委員 今までで主なものでいいのですけれども、そういう誘致する中で実績等がありましたら教えていただきたい。

○金木委員長 総務課、酒井課長補佐。

○酒井総務課長補佐 お答えします。

まず、地場産品という部分では通信販売等行っております企業のほうに本町の加工会社等が扱っている産品を宣伝いたしまして、そこで今本州のほうに流通したいというのがありますから、そういう産品提供をしているところであります。そこも本州のほうにそう

いうルートを開拓したいというふう動きがあるものですから、そこにうちのそういう商品に乗せていただきたいという説明を今しているところでございます。実際にはまだ至ってはいないのですけれども、そういうことを説明しておりますほか、また企業の中で職員向けに福利厚生事業としてそういうあちこちの特産品を週に1回ぐらい提供している企業があるということで、そこにもうちの町の商品に乗せていただきながら宣伝を図っているという部分でございます。また、首都圏のほうで当地居酒屋というような、そういう取り組みを行っている企業がございまして、その地域の産品を主体とした居酒屋を営んでいるところがありますことから、その会社のほうにも訪問いたしまして、羽幌の産品を使いまして、そういう店舗を設けることができないかというようなお話もさせていただいているところであります。また、そこはそこの会社の経営方針等もございまして、なかなかすぐは難しいのですけれども、本年ぐらいには本町のほうに一度見に来たいというようなお話とかもいただいております。

○金木委員長 6番、磯野委員。

○磯野委員 予算は少ないのですけれども、いろいろな形の中で現状でも大きな工場が入ってきたり、それから店舗が入ってきたりということで、それが結果的に税収につながったり、人口が多くなっているということで、実は大変重要なことだと思っております。それで、今後なのですけれども、今回こういう予算がついているのですけれども、例えばいろんなアンケートをとったりということはもちろんなのですけれども、羽幌町として、一般質問等でも何度も出ましたけれども、1次産業、2次産業、3次産業、それから6次産業という話も出ましたけれども、特にこういうところに絞って、1つあるところに絞って誘致というものもそういう方法もあるのではなかろうかと思うのです。これからの方向としては、どのように考えていますか。

○金木委員長 総務課、酒井課長補佐。

○酒井総務課長補佐 お答えします。

飛び込みもどこの企業ということはなかなか絞るのも結構難しい部分がありますので、そういうところの選択も含めながら、当然うちの産業振興に関係する企業でなければなかなかそういう関連づけは難しいものですから、その辺いろいろ調査をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○金木委員長 6番、磯野委員。

○磯野委員 今後のひとつ推進というか、この企業誘致の事業推進していく方法で、いわゆる企業誘致向けの本町のパンフレットだとか、例えばホームページだとか、そういうものは考えていないのですか。

○金木委員長 総務課、酒井課長補佐。

○酒井総務課長補佐 お答えします。

パンフレット等については、特に自前といいますか、自分たちのほうで企業訪問と、またアンケートをする際に企業誘致促進条例の内容をわかりやすく示したペーパーを用意い

たしまして、そういうところに周知をしておりますほか、企業訪問等した際に一部の企業においては会社向けのPR等を行っております、その際に冊子としてうちの企業誘致の取り組み等も紹介しながら、一応立派な冊子ではないのですが、そういう資料は自前で作成をして、配布をしている状況でございます。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 先ほど財務課長からも予算の資料で若干説明ありましたが、もう少し詳しく説明していただきたいということと、地域おこし協力隊が今回1,887万7,000円の予算計上されておりますけれども、現在これ3名の方が羽幌、天売、焼尻、1名ずつ置いていると。さらに、島に1名をふやすと。ここにも書いておりますように、福祉業務に従事するということでもありますけれども、財源内訳見ますと、これ一般財源となっているのですが、私の記憶ではこの地域おこし協力隊というのは大体100近いくらいに国から入ってくるのだと。私らが、議員が視察をしたときにも町一つで6人も7人も頼んでいた町を記憶しているのですが、これは今回ふやすという理由と、あと財源の関係についてちょっと教えていただきたいということと、それと教育費のほうにも580万ほど予算計上されておりますけれども、これはこれで教育費で聞いたほうがいいのか。一緒に財務課長のほうからそこら辺も教育費のほうでつけたのはこういうもので、こっちは総務費でつけたのはこういう状況だということがわかれば教えていただきたいなど。

○金木委員長 酒井課長補佐。

○酒井総務課長補佐 お答えします。

協力隊の配置につきましては、現在3名配置をしているのですが、離島地区におきましては特に福祉に従事する、そういう人的の不足があるという行政内部の検討もしながら、特にそこに充填した人材を配置をしたいということで、今回予算を計上しております。また、財源等につきましては特別交付税になるものですから、一応この欄については一般財源という扱いになっているのですが、協力隊の配置に係る経費につきましてはそちらのほうで財政のほうから一応免除いただけるというふうになっております。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 ちょっとあれなのですか、特交で入ってくるということなのですか。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 財源につきましては、今酒井補佐から言ったように、特別交付税の措置となっております。当初やっぱり一般財源で見ておかないと、特別交付税ということで詳しく申し上げますと、ルール分ということで規定に沿った中で入ってくる離島航路の補填ですとか、きっちり明確に示された特別交付税もありますし、特別交付税の対象となるという中で、国は対象となる中から選んで交付されるという中で、実質申し上げますと羽幌町として特別交付税の対象となっているものが6億円程度あります。その中で、特別交付税されているというものが2億円程度となっておりますので、対象となるということで国は言っていますけれども、果たして内容がきっちり来ているのかどうかということに関して

は定かではありませんけれども、一応対象となっているということになっております。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 大体理解はできましたけれども、特交であれば私は大丈夫かなと。普通交付税なんていうのはなかなか分析できませんし、よく交付税に入ってくるからと事業組む方もいらっしゃいますけれども、これは本当に入ってきているかどうかわかりませんから。ですから、前に12月の議会でも財務課長に私が申し上げたのは、財政、総務にいる方はよく存じていると思うのですが、それ以外の方々については交付税でもうこれだけ入ってくるのだからいいのだとか、過疎債はこれだけ入ってくるからいいのだと。もう町から持ち出しは何ぼもないよというような捉え方でやっているのは、これは危険だよと。ですから、ほかの町村も予算の執行方針のときには最低限のものしか出すなど、もう十分練って出してこいという執行方針を出しているの、ぜひお願いしますということで今回財務課長もそういう形で出していただいたと思うのですが、羽幌町もお金があるのであればどんどん、どんどん町長も手を広げてやれると思うのです。私は決して楽でないと思っていますし、今回は財調から繰り入れは去年よりも半分ぐらいですから。ですけれども、こういう状況で済むのかなと。前回の決算では、財調だけで13億しかないわけですから、これが16億あったとしても、今3年間続けて交付税が落とされてきていると。国は3.8%と言っておりますけれども、うちは1.3%ぐらいでしたか、落としていますけれども、こうやってどんどん、どんどん交付税を落とされてくれば、1億5,000万、2億財調から持っていくとなれば、何年ももたなくなってしまうのです。それで、私は心配しているのです。天売、焼尻も抱えて、かけなければならぬものはかけなければならぬわけですから、そこら辺財務課長プロですから、ついていますから、副町長、町長さんをご相談しながら、しっかりと羽幌町の振興のためにやっていただきたいなど。これ島つけるというのは、私は反対ではありません。結構だと思いますので。

続けて質問してよろしいでしょうか。

○金木委員長 はい。

○船本委員 これも先ほど財務課長ちらっとお話ありましたけれども、人事評価制度導入事業、この内容についてもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

○金木委員長 井上総務課長。

○井上総務課長 お答えいたします。

先ほどの財務課長のほうから説明ございましたが、まず考え方なのですが、平成26年、昨年の5月に地方公務員法が改正されまして、人事評価の実施とその結果を基礎とした人事処遇の反映が我々地方公務員に義務づけをされました。導入に当たりましては、公正な評価制度、育成的視点による評価システム、そして納得性の確保という視点に基づいた人事評価制度の構築が求められております。このため、27年度におきまして制度構築、設計、導入含めました人事評価システムの導入ということで現在業者委託を考えておりますが、その予算として今回計上させてもらっています。人事評価につきましては、以前勤務

評定ということがよく聞かれたと思いますが、それとは異にしまして、あくまでも能力評価、これ職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握するという、それとあと業績評価、職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握する、このようなことを評価するものでありまして、当然ながら職務外のことでもありますことや学歴、資格には関係していません。それと、地公法の改正によりまして任命権者は人事評価を活用し、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用するということが義務づけられております。それと、人事評価というのは2つの論理がございまして、選別の論理と育成の論理ということで、あながち昇給や昇格等に反映されることも考えられますが、今回の導入に当たりましては職員の今の状態に気づかせるということが大きな問題でありまして、職員のこれからの人材育成ということを主にして、この制度構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 今の内容はわかりました。

それで、これも一緒にこの中でお考えになるのかわかりませんが、この職員研修強化事業ということで18万6,000円予算計上されているのですけれども、私はこの研修には大いに力を入れてやるべきだと思うのです。係もそうです。係長さんもそうです。補佐もそうです。また、中には課長さん方の研修も、町長だって町長の研修というの新人研修あるはずなのです。どんどん、どんどん勉強していくためには、これ18万6,000円ぐらいの予算で、それで足りるのかなという心配あるのですけれども、どうなのですか。

○金木委員長 井上総務課長。

○井上総務課長 議員のおっしゃるとおりで、研修というのは充実が非常に大事だということは認識しております。それで、今回この計上させていただきます分につきましてはあくまでも臨時費という形で、通常の一般研修のほかにさらなる研修を目指すということで今回このような形で増加分を計上させてもらっています。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 今の職員研修のほうで先ほど船本委員がおっしゃった財源のほうと関連して、この部分の一般財源はどういう形の処理になっているのか、まず確認したいと思います。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 職員研修の財源のことの質問だと思います。

(「済みません」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 人事評価制度導入事業そのものの財源が一般財源になっていますので、先ほどと同じようにほかに道があるのかどうかというのをまず確認したいと思います。

あと、ほかに2点ありますので、続けてやりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○金木委員長 井上総務課長。

○井上総務課長 お答えいたします。

人事評価制度の導入に関する財源につきましては、国の補助等ありません。全額一般財源となっています。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 決まりですから、しょうがないですけども、押しつけておいて自分たちの金でやれよというのは納得いかないという印象持ちます。

次に、予算書では76ページ、委託料、町有施設解体業務委託料2,016万ですが、予算説明資料の中では地方債2,000万となっておりますけれども、この中身についてまずお伺いいたします。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 町有施設解体委託料ということで、今年度はまず予定しているのが築別にある福祉課の倉庫、これを解体したい。それから、曙小学校に旧校長住宅があります。それを解体予定であります。それから、港町5丁目にあります教職員住宅、これも前年度集会所兼職員住宅を解体した敷地内にありますので、これも解体予定ということで予算計上しております。これについては、過疎債のソフト事業の対象となるということになっております。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 最後ですけども、先ほど船本委員の質疑の中に特別交付税から始まり、普通地方交付税の見方みたいな話がありましたけれども、私の認識では特交は確かに先ほど財務課長のおっしゃったように、突き詰めていけばわからないということはないと思えますけれども、若干不透明な要素だとかその年によってぶれがあるということは理解しておりますが、先ほどの流れの中で普通地方交付税も実は根拠がないのだというような印象を持たれるような形で答弁終わったような気がします。私の認識では、これは手間だとか、いろんなことがありますから、実際に突き詰めて一つ一つの分析するかどうかは別にして、普通地方交付税に関してはこれ100%根拠はあるというふうに私は思っておりましたので、改めて確認したいと思えます。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 森委員のおっしゃるとおりで、先ほどは特別交付税ということの説明で、普通地方交付税のことまで及んで誤解をされると困りますので、ちょっと言葉が足りなかったようでございます。普通地方交付税につきましては、人口をまず基本にしつつ基準財政収入額、基準財政需要額、その町にとって必要な財政規模を勘案しながら、それについて国から補填きっちりされるというふうなことで根拠がしっかりされておりますので、よろしくお願いたします。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 あと不透明な要素としては、歳入の部分では臨時財政対策債等は国が、これも

ちょっと失礼な言い方すると勝手に、最初にはこの年度にこのぐらい返すよと言っておきながら、国の財政事情等の中でその政策が変更になったり、そういうことがありますし、将来の担保も、今かなり好景気と言われて財務状況が安定してきていますので、ここ数年は心配ないかもしれませんが、長い目で見るとこの償還も長いものですから、ちょっと心配だなと思っていますが、その辺は財務課としてどういう認識を持っているか確認したいと思います。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 臨時財政対策債につきましては、国の都合で本来100%普通地方交付税で交付されるものが国の予算がないものですから、そのない部分を臨時財政対策債ということで普通交付税で補えない部分を町に借金をしなさいと。その借金をした分については、元金、利息、後の年度で全て補填しますということで国の財源不足から出た苦肉の策であります。できればこのような臨時財政対策債が発行されないのが、100%交付されるわけですから、一番いいということで、できるだけこのような臨時財政対策債ないような形で今後いくのが望ましい形かと思っています。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 順番がちょっと狂ってしまったのですけれども、そこでその確認した上で先ほど伺った町有施設解体事業なのですが、先ほど過疎債のソフト事業に当たるということでありますので、充当率基本的には100の、あとの補填率が70でしたか。ということですので、実質数百万の持ち出しでやれるというふうに私は理解いたします。これも確実だということです。要するに戻ってくるということは、普通交付税算入になるということですから。羽幌町の公共施設解体事業というのは、以前は財源的な裏づけがなくて非常にまともにかかってくるということで、相当いまだにおいて例えば朝日小学校等含めて古い施設が残っているわけでありましたが、このソフト事業が当てはまるということになると、非常に過去から比べると少額の支出で解体ができるということになりますから、今後どのような予定を立てているかということと、あわせてそうはいうものの羽幌町だけで過疎債が全部使えるわけではありませんから、その辺の駆け引きと申しましょか、やり方があると思いますが、その点について説明をお願いしたいと思います。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 今委員おっしゃったとおり、過疎債についてはそれぞれの町に枠がありますので、その枠の中でどのような配分でやっていくかということについて、毎年羽幌町は各老朽化施設、解体しなければならない建物もあちこちある状況にあります。そんな状況で毎年2,000万円程度は解体に回しつつ、枠がある中でも確保してやっていこうということで2,000万円前後の金を入れながら、環境美化関連でやっていこうと考えています。ただ、大きな解体をするということに関しましてはもう少し金かかりますので、2,000万円を基本としつつ、増減があるかもしれませんが、そのような計画で考えております。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 これは、基本的に解体の資格を持っている業者が当たると思うのですが、昨今例えば建設業に関しては公住等も以前のペースほど建てる状況ではありませんし、民間の需要としても先細りということで、これもある程度固定的に毎年出るということになると、建設業とイコールではありませんけれども、非常に公共事業として直接羽幌町の業者にお金が落ちるという意味では有効なものだと思いますので、町内業者と限定していると思いますけれども、一応町内業者と限定しているかどうかを聞いて、私の質問はこれで終わります。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 解体に関しましては、町内業者ということで資格を持った方もおりますので、それを優先的にやりつつ、あと解体するものによってはまた特殊な技術があるかもしれないけれども、いろんな状況を勘案しながら、地元のことも考えながらきっちり発注したいというふうに考えております。

○金木委員長 ほかに質疑はありませんか。今手を挙げている2名のほかに予定されている方。

わかりました。それでは、まだ続くようですので、一旦休憩をとりたいと思います。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○金木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑のある方。

4番、寺沢委員。

○寺沢委員 私からは、予算説明資料の9ページです。羽幌町エコアイランド構想について質問いたします。

新年度予算で200万ほどの予算が計上されておりますが、内容見ますと小型風力発電及び太陽光発電の設置に関する補助というふうに受け取れるのですが、これ何件想定して、どれだけ1件についてというような、その辺の中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○金木委員長 総務課、丹羽主幹。

○丹羽総務課主幹 お答えします。

今回補助制度の改正を伴いまして、予定としましては風力発電と太陽光発電がこれにつきまして40万円掛ける2件で80万円、それから電気自動車につきまして20万円掛ける3件で60万円、電動バイクにつきましては2万円掛ける10件で20万円、電気自動車と電動バイクの充電に伴う家屋の修繕につきまして5万円掛ける6件の30万円、合計で190万円の補助金を予定しております。

○金木委員長 4番、寺沢委員。

○寺沢委員 たしかこれは継続で1年間これまでやってきたのではなかったかなと思うのですが、その辺の実績はどうなっていますか。

○金木委員長 総務課、丹羽主幹。

○丹羽総務課主幹 お答えします。

平成26年度の実績につきましては、ゼロ件となっております。

○金木委員長 4番、寺沢委員。

○寺沢委員 このエコアイランド構想については、北海道とか、さまざまところとの連携、それから協力のもと、今年度については天売小中学校が避難場所指定ということで風力発電、それから太陽光発電の設備をやっているわけですが、非常に特徴的な事業だなというふうに思っています。できれば公共施設だけではなくて、今説明があったような制度を活用して、民間の方々、各家庭とか、それから事業所等にもこういったエコ意識が実際に施設を設置するという形で広がって行って、さらにそのエコアイランドという価値が広まるのではないかなというふうに私は期待しているのです。そのために、せつかく予算を立てても不実行になってしまうのではやはりちょっと残念だなという意識が残ってしまうのですが、この先予算を持って1年間経過を見て、例えばその補助の割合をもう少し上げるとか、件数はその分少なくなるのかもしれないけれども、予算をそれ以上大きくしないという前提でいけばですね。それでも着実に予算を活用してもらいながら風力発電とかエコカーを普及させていくという考え方もあるのではないかなというふうに私は感じております。その点について見解があればご答弁いただきたいと思います。

○金木委員長 総務課、丹羽主幹。

○丹羽総務課主幹 今回26年度の実績を踏まえまして、27年度におきましては対象となる施設については変更ありませんけれども、上限額を改定するという事で風力発電、太陽光発電につきましては20万円から40万円、電気自動車につきましては10万円から20万円という形で上限額を変更するとともに、従来対象としておりませんでした電気自動車のローン購入につきましても国の補助制度なども認められておりますことから、これも対象として改正を行いまして、今後導入意欲を図るためにそういった改正を行いなから普及啓発も改めて努めまして、島内への普及を努めたいと思っております。

○金木委員長 4番、寺沢委員。

○寺沢委員 では、1年間見て上限額を上げたという、そういう改正を行ったわけですね。その辺私今説明聞いて、初めてわかりました。電気自動車なんかは非常に価格の高いもので、当初の補助額ではやはりなかなかこれは利用しにくいなというふうには感じていた部分があったの質問でした。これ20万円にアップして、果たしてどんな意識で住民の方が捉えられるのかということも今後とも継続をしていただきながら、またさらに検討していただきたいというふうに思います。

以上、答弁は要りません。

○金木委員長 6番、磯野委員。

○磯野委員 今回のエコアイランド構想の関連で質問させていただきます。

昨年度はゼロ件ということだったのですけれども、今後これは何年ぐらい続けていかれるという計画なのですか。

○金木委員長 総務課、酒井課長補佐。

○酒井総務課長補佐 お答えします。

具体的な年数までではないのですが、やはりある程度先ほど寺沢委員の質問にありましたとおり、島内での普及が図られるまではこのような補助制度を設けていきたいというふうに考えておりますし、また先ほど公共事業のほうの工事も26年度実施をしたのですが、その辺の島民向けの工事完成後の説明見学会みたいのを開きながら、島全体のエコに対する関心を高めていくというのをまず取り組んでいきたいというふうにも考えております。

○金木委員長 6番、磯野委員。

○磯野委員 個々にやることなのではございますが、例えば啓発だとか啓蒙という展開の中で建設業者だとか、そういう自動車販売業者とかと、その辺に対する部分というのはどういうふうになっていますか。

○金木委員長 酒井課長補佐。

○酒井総務課長補佐 お答えします。

本町のこういう補助制度を設けていることにつきましては、一部のディーラーのほうでも把握をしております、当然ディーラーのほうでもそういうエコカーを普及したいという考えありますことから、島内のそういう展示会を独自に検討したいというようなお話も来ておりますので、そういう民間のお話も有効に活用しながら普及に努めたいと考えております。

(「建設業者」と呼ぶ者あり)

○酒井総務課長補佐 済みません。建設業者につきましては、ある程度個別といいますか、件数が限られますので、それは独自にといいいますか、個別にお話しさせていただきたいと考えております。

○金木委員長 7番、村田委員。

○村田委員 予算説明資料の11ページの町有地分筆測量事業についてまずお伺いします。

この分筆をしなければならなかった理由を教えてくださいたいと思います。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 今予定しているのが寿町の元公営住宅の建っていたところで、面積が広いということで分譲する場合には1筆100坪程度までやらないといけないということで分筆を今のところ考えております。

○金木委員長 7番、村田委員。

○村田委員 今のは寿の元普及センターが建っていたところという……

(「公住」と呼ぶ者あり)

○村田委員 公住。

(何事か呼ぶ者あり)

○村田委員 済みません。2番地となると、あそこ一角、そしたら公住から土地改良区から普及センターあったところから全部たしか2番地ですよ。違いましたか。

(何事か呼ぶ者あり)

○村田委員 分筆してしまっていますか。

○金木委員長 質問をまとめてください。

○村田委員 済みません。それと、南3条5丁目のところの理由は。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 寿につきましては、公営住宅の跡地ということで1筆700坪程度ありますので、それを分筆したいということ。それから、南3条5丁目につきましては希望の家というものが建っていました。そこを解体して、1区画250坪ありますので、やはり1区画となるとアパートを建てるということに関してはいいのですけれども、戸建ての住宅ということになれば2筆なり3筆なりに分けて分譲するというので、またその辺1筆がいいのか、アパートの関連もありますので、一応分けるということに関しては分筆が必要だということで計上させてもらっています。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 お尋ねします。

9ページです。循環バスでお尋ねをいたします。シャトルバス運行料金263万1,000円、これはフェリーターミナルからバスターミナルまでだと思えるのですけれども、これ年間の乗車数と運行体制、どういうふうになっていますか。

○金木委員長 町民課、飯作主幹。

○飯作町民課主幹 お答えいたします。

港とフェリーターミナルと羽幌の沿岸バスターミナルを結ぶシャトルバスということですが、ただいま平成26年度の実績ということで2月末の数字をお持ちしておりますが、実績で1,804人という実績人数になっております。ルートにつきましては、フェリー、それから高速船の便数によって1日の便数も変わってきますけれども、離島から羽幌にフェリー、それから高速船で到着される方と札幌へ出発する羽幌号との接続の利便性ということで便数を運行しているという状況でございます。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 年間1,800人ぐらいということで、大体1日平均大ざっぱに乱暴ですけども、6人ということなのですけども、私ちょっと思うのですけれども、島の方が病院に行くとか歯医者に行くとかいろいろあると思うのです、買い物行くとか。ですから、今現在沿岸バスさん一括で「ほっと号」とやっていますけれども、やはり羽幌にはもう一社、共和交通さんというところもありますので、これやっぱり利便性も考えて、例えばデ

マンドバスみたいな、乗り合いタクシーみたいな、そういう相乗りして、その都度タクシーを借り上げて、利便性のあるように病院行くとか、そういう回るような方法も考慮することはできないのでしょうか。

○金木委員長 飯作主幹。

○飯作町民課主幹 お答えいたします。

今松原委員おっしゃったように、町内を移動する際の交通手段という部分ではなかなかきちっとといいますか、満足な形が整っていないのかなというところもございまして。ただ、この港のシャトルバスのほかにも「ほっと号」という循環バスもございまして、そこら辺の併用の運行という形を今とらせていただいていますけれども、地域交通という部分全体を考えた際にこのままでいいのかという部分を考えますと、私どもとしても何らかの形をまた整備していかなければならないのかなというふうには思っております。ただ、いつからやるとかという具体的なものはまだ見えていませんが、そこら辺は検討課題ということで捉えております。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 検討課題ということで大変頼もしいと思っております。また、つけ加えますと島の方、羽幌に来るときは非常に重い荷物持っている方も多いですし、旅行者の方多いので、そこら辺の取り組み、すぐとはいかないと思います。よろしく願います。

あと、続けて質問なのですけれども、関連して循環バス「ほっと号」、このダイヤを非常に不便だという方もいるのです、地区によっては。そこら辺ちょっと見直しかけるとか、他町村がいろんなこういう循環バスをやっています、いろいろやっぱり住民の方の意見聞いて、いろいろな形とっているのです。そこら辺もあるので、そこら辺1年かけて検討していただきたいと。

あと、お年寄りの方からの意見なのですけれども、いわゆるバスだとステップが低いバスもありますけれども、非常に乗るとき大変だという声も多いのです。そういうことで、また関連になりますけれども、いかがでしょうか。

○金木委員長 飯作主幹。

○飯作町民課主幹 お答えいたします。

「ほっと号」のルートに関しましては、具体的に私どものほうにルートの関係で要望等というのは実際のところつかんでおりませんので、ただ毎年新年度に当たりまして、バス運行事業者のほうに何か要望等ないですかというような確認もさせていただいていますので、そこら辺はまた事業者とも詰めながら進めてまいりたいと思います。

それから、バスの車両に関しましては、「ほっと号」に使用するバスの車両の選定というのは事業者のほうにお任せしている状態ですけれども、近年バリアフリー化の推進ということでワンステップバスですとか、そういった車高の低いバスの導入も図られていますので、その辺については私どもとして事業者のほうに要望という形で連絡させていただきたいと思っております。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 お答えありがとうございます。

あと、この沿岸バスさんをお願いして、バスを運行されているのですが、このバスはこの「ほっと号」のためだけに用意されているバスなのでしょうか。どうでしょうか。

○金木委員長 飯作主幹。

○飯作町民課主幹 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、バスの選定に関しては事業者のほうにお任せしておりますけれども、事業者に関しましては定期路線バスも運行されている事業者ですので、バスの車両の使用に関してはその中のうまいローテーションで使用されているというふうに認識しております。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 そういたしますと、いわゆる沿岸バスさんをお持ちのバス、いろんなバスを使い回して運行されているということなのですから、この経費明細を情報公開で見たことがあるのですが、自賠責とか重量税とか、いろいろな経費入っているのです。そこら辺専用であればいたし方ないと思うのですけれども、そこら辺の経費は案分処理とかなんとか、そういうことを考えられないのでしょうか。

○金木委員長 飯作主幹。

○飯作町民課主幹 お答えいたします。

具体的にほっとバスの運行にかかる経費ということで私どもも事業者から数字をいただいておりますが、特定の1台にかかる経費なのか、複数台にかかる経費なのかという内訳については正直把握しておりませんが、「ほっと号」として運行させるバス車両に対する経費ということで捉えております。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 内訳について把握されていないとおっしゃいましたが、私は過去の資料ではそういう内訳のあるものを拝見したことがあるのですけれども、現在はないということですか、そういうことは。

○金木委員長 飯作主幹。

○飯作町民課主幹 お答えします。

申しわけありません。私の説明の仕方がわかりにくかったのかもしれませんが、特定の1台をずっと運行していて、これにかかる経費だ、もしくは2台を交互に使っていてかかる経費だという、そのどっちの違いかというのはわかりませんが、「ほっと号」に使用する車両に1年間かかる経費としては、例えば燃料代ですとこっちに幾ら、こっちに幾らという合算した燃料代ということで、1年にかかる経費という数字では押さえております。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 説明わかりました。でき得ればそういう項目入れないで、一応何時間使うバ

スで借り上げ幾らというふうに非常に合理的な方法で借り上げ料も精査されて、検討されるようお願いいたします。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 説明資料9ページの地方バス通学定期運賃補助について質問します。

毎年予算、決算含めて同じような質問があると思うのですが、一応確認なのですが、補助を受けるのが誰なのか。21名分ということなのですが、その内訳がわかれば教えてください。

○金木委員長 飯作主幹。

○飯作町民課主幹 お答えいたします。

この通学定期の補助に関しましては、通学のためにバスを利用する生徒さんが定期券を購入する際に通常の価格よりも割引いた価格で購入していただき、その差額をバス事業者に対して補助しているというものでございます。今回21名ということで数字を上げさせていただいておりますけれども、内訳といたしましては苫前商業高校へ通う生徒さんが14名、それから遠別農業高校さんへ通う生徒が6名、それから羽幌の原野地区から羽幌高校へ通う生徒さんが1名という内訳になっております。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 これは、僕の認識では羽幌町に住んでいる高校生が隣の町の苫前商業なり遠別農業に通うための補助という認識でいるのです。近年高校の間口も今羽幌は2間口ですし、苫前も遠別も天塩もかなり補助に関して厚くしています。もちろん町内に住む子ではなくて、町外、苫前から羽幌に来る子供ですとか、例えば天塩ですと高校に通うためのバスを出したりですとか、高校を維持するための補助としてさまざまなことをしているのですけれども、この予算の中でいうと、あくまでも羽幌町に住んでいる子が外に行くための補助ということで認識しているので、その辺外から来る羽幌高校に通う子供たちへの補助という広がりというのは今後考えていくことというのはあるのでしょうか。

○金木委員長 飯作主幹。

○飯作町民課主幹 お答えいたします。

今小寺委員が言われた内容に関しましては、以前議会の場でもいろいろと議論されたことかなと思っております。ただ、私ども町民課が所管しているこの定期補助という部分に関して言わせていただきますと、そもそも国鉄が運行していた、JRが運行していた時代に定期券を求めて汽車通学をしていた生徒さんのバス転換に伴う負担増の緩和という趣旨から始まってきている制度なものですから、私どもの実施しているこの通学定期補助という部分では羽幌町に在住する生徒さんという部分での補助ということになっております。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 したら、きっとこれは、どこでまた聞いたらいいのかわからないのですが、今この説明で理解はできました。ただ、あとの補助率15%というのは、国鉄から

バスに移行したためのその15%の根拠というのはどこにあるのでしょうか。過去その補助が始まってからずっと15%なのか、それともあるところでふやしたり減らしたりという経過があるのか、その辺教えてください。

○金木委員長 飯作主幹。

○飯作町民課主幹 お答えいたします。

恐らくこの補助率というのは、汽車からバスに転換になった際の定期の金額の差額を補填するという部分での率だと思います。ただ、以前から15%なのかというところは、この補助要綱も時限要綱でございまして、5年刻みで終了すると。その終了した後にさらに引き続き必要だということで、さらに5年というような形で経過を踏んでいますので、正直この場で以前から15%だったのかということに関しては、申しわけないのですが、お答えできないと。ちなみに、今現在の要綱ですと平成24年の4月1日から実施しておりますので、5年間の29年3月末までの期間ということになっております。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 町長も子育て支援にも力を入れるということで、自分は隣の町の学校ですけれども、行く子供に関して、なるべく経費の負担を下げる、親御さんに対してなのですけれども、それというのはとても大事なことだと思いますので、その補助率を今は途中29年度までは一律でいくのかもしれませんが、今後子育て支援という観点からそれを上げていくような持っていく方も必要かなというふうに思いますけれども、今後その補助率に関して検討する余地があるかどうか教えてください。

○金木委員長 江良副町長。

○江良副町長 今の補助率の関係ですけれども、時限の期間もありますので、その間によその町村ですとか、そういう補助の体制含めて検討していきたいと思っております。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 先ほど森委員の質問と関連して、財源の内訳について確認だけをさせていただきたいと思います。

特別交付税は別として、普通交付税について私財務課長から質問させていただいたのですが、私の聞いている範囲では普通交付税というのは計算方法はあるけれども、簡単に誰でもできるような計算方法でないのだと。私が現職のときにも議会からもそういう分析ってできないのかという、こういう委員会の中で意見が出たのは事実でありまして、私はこれは分析きちっとできるのであれば、大いに事業をどんどん、どんどんやればいいと思うのですが、実際に入ってきているかどうか余りわからないと、計算できないというのは、これは前々の一人の財務課長ができると言ったけれども、したら実際にやってみるということでできなかった経緯があるわけで、ほかの財務課長は皆さんできないよと、こんな簡単なものでないよという形でできていたのです。ただ、過疎債で入るから、町の持ち出しはこれだけだよと、財源内訳これだけだよといっても、これを信用して町村はやらなかったら事業やらなければならないわけですから、だからそこら辺計算方法あるけれども、

うちはやっていない、できるかできないか検討されているかどうかわかりませんが、そこら辺森委員との私の質問とのずれがあるような気がしますので、説明しづらいかも知れませんが、説明できる範囲で結構です。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 普通交付税の算定の状況ということで申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、人口は基本にしつつ、羽幌町の学校の数ですとか、それから道路の延長ですとか、さまざまな基本情報をもとに係数を掛けていく中で、さらにまた単位費用掛けて算定していくということで、相当複雑な計算のもとに最終的な必要な額を求めるということになっていまして、内容的にはきちりそういう算定根拠はあります。ただ、事業に基づいて、それがこの事業どの程度お金が使えるのだとか、そういうことになると、そういう分析は確かにできないと思います。ただ、算出根拠についてはしっかり明確にその単位費用ですとか、それから係数等の分析まではそれは不可能ですけれども、根拠としてはあるということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 お尋ねいたします。

離島航路運航補助金2, 244万3, 000円、10ページです。出ていますが、離島航路、これは生活路線というか、絶対なくせない路線であります。重々理解しております。沿海フェリーさんという会社もございます。その中でやっぱり補助しているということは、この会社が赤字という認識で話を進めたいと思うのですが、この赤字の会社で補助受けているわけですが、役員報酬というのですか、船員の方は組合でもう労働賃金が決められて、守らなければなりません、いわゆる利益を分け合う役員報酬というのは何人あって幾らということ把握されておりますか。

○金木委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○金木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課、水上課長。

○水上町民課長 お答えいたします。

報酬といたしまして主なものは、社長の報酬というふうになるかと思ひます。金額については今資料がありませんので、正確な金額については今お答えできないところであります。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 正確な数字は把握されていないということで、これかつても赤字がたまりたまって、この会社、いろいろな形でかつて羽幌町が救済したこともあると記憶しているの

です。そのときにまた社長が役員か何かで入ったとき、ほとんど社長の給料はとらないということでこの会社に入られて、そして社長になられたと記憶しているのです。その中でやっぱり補助金出ているものですから、税金です、町民の。これやっぱり漫然と補助金を出すのでなくて、役員報酬が幾らだと、これは高いとか安いとか、そういうまないたにのせて検討すべきだと思うのです。それで、やれなかったらやめてもらって、国営にしてもらったほうがいいのです、何だかんだやらなければならないと思いますから。そういうことで課題といたしますので、よろしくをお願いします。

○金木委員長 水上町民課長。

○水上町民課長 今報酬の額なのですけれども、資料がないということで今わからないという答えだったので、今資料のほう持ってきますので、正確な数字を今お答えできると思いますので。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 では、後々この議会中をお願いいたします。

○金木委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

この後説明員の入れかえということになりますので、これで昼食のための休憩に入りたいと思います。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○金木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の松原委員の質問に対する再答弁を求めたいと思います。

水上町民課長。

○水上町民課長 先ほどの松原委員のご質問のフェリーの役員報酬の関係ですけれども、やはり報酬を受けている方が1名でした。資料としては持ち合わせておりますけれども、公開できないということでご理解願います。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 公開できないということは、一企業ですから理解はできますが、町民感情としてはいたたまれない気持ちだということで終わらせていただきます。

○金木委員長 次に、第3款民生費に入ります。97ページから112ページまで質疑を行います。

5番、船本委員。

○船本委員 それでは、認定資料の12ページになります。これでこれ70歳以上の入浴の無料だと思うのですけれども、ちょっと1点まず先に聞きたいのですけれども、この7

0歳以上の人ののがきなのですけれども、アンビックスのご厚意によるというはがきなのですが、これ私はちょっとおかしいと思うのですけれども、どういうお考えでこういうはがきが、アンビックスのご厚意なのでしょうか、まず先にお聞きします。

○金木委員長 福祉課社会福祉係長、門間君。

○門間福祉課社会福祉係長 答えいたします。

今は補助金という形でやっているのですけれども、当初アンビックスさんのほうの無料のというやり方でやっています、多分そのときの名残だったと思うのですけれども、そのような形になっております。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 それで、私はどうしても縦割り行政、これはよくないよと。やはり横のつながりを持って、指定管理する段階で。これ温泉などといったら町民の財産ですから、それこそ極論でいえば温泉がいつなくなるか、いつまでもつかわからないような状況なのです。ですから、町民の財産も大いに利用したほうがいいということで私一般質問もしたこともありました。それから、支配人にも会って話し合ったのですが、2回でも3回でもいいですよということでやったのだけれども、どうしても行政側は1回しかやらなかったと。今2回、これ見ているのですか。700名の2回分の予算計上されているのです。ですから、どうもそこら辺がよく理解できないということ、それとやはりこれ日にちも時間も決めてしまっているのです。これは、やっぱりもう少し時間を余裕持たせて、日にちも。例えば極端なこと言えば、1年なら1年でできるのであれば1年の間に入れるというような。そして、私福祉課のほうにも聞きに行ったこともあるのですけれども、余りこんなこと言いたくないのだけれども、年配の人なものだからちょっといろんなことがあってと。したら、そういうことというのは確認できるのかといたらできないのです。一般の人だってそういうこともあるのです、中身まで言いませんけれども。どうも消極的な担当課だったものですから、私はもうそれ以上言わなかったのですが、今回一般質問された方もおりまして、これは指定管理の段階できちっと横のつながりを持って、うちは条件きちっとつくればいいわけですから、それでそこで何百万か足りないというのであれば、お年寄りのためにやはりやるべきだと思っています。そして、課が違いますから後で質問しますけれども、この入浴料金についてもいろいろあるのです。そして、それは委員会で私が言いましたけれども、その答えがいまだに出てきていないという状況もありますので、これはこれでやめますけれども、今後やっぱりアンビックスからのご厚意というよりも、羽幌町長の名前できちっとこういうあれがあるのだということを出すべきだと思いますが、いかがですか。

○金木委員長 門間社会福祉係長。

○門間福祉課社会福祉係長 申しわけありません。今無料だったときの名残ということで言ったのですけれども、今でも200円の補助金ということで、通常よりは低い形で抑えていますので、そのようなことでそのような表現になったということでご理解いただきました。

いと思います。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 それでは、別な角度で。保健師さんなんか来ていればよかったなと思っておりますけれども……います。偉い人いますよね。ピロリ菌の関係でお聞きしたいのですが、実は先日新聞に出ておまして、中学生、高校生を対象にピロリ菌の関係、これについて北大の研究科のほうとお互いに協議しながらこれに取りかかっているのが、今年から取りかかるといのが9市町村あるのです。これ単独となりますと結構金額もかかりますけれども、研究機関と連携とっていけばお金もそんなにかからないと思っておりますけれども、羽幌町の場合そんなお考えはありますか。検討されているのかどうかお聞きします。

○金木委員長 船本委員、今の質問ですと3款民生費ではなくて、4款の衛生費になりますので、そのときにまた。

○船本委員 失礼しました。大変申しわけありません。

○金木委員長 失礼いたしました。

9番、松原委員。

○松原委員 船本委員の質問に関連してなのですが、私が入手しましたいわゆるアンビックスの決算書、羽幌町に提出した、この3年間を分析しますと、いわゆる利益のつけかえで今まで計上していなかった本部経費、あと不思議なことに公租公課などが3年間計上されているのです、突然に。そして、その額を集計しますと4,200万円、3年間で。年間1,400万円ぐらいの利益が隠されたような状態になっているのです、検証しますと。そんなところに、なぜ28万……

○金木委員長 ちょっと済みません。よろしいですか。今の質問ですと、アンビックス関連の経営内容ですので、今は第3款の民生費です。ですから、どこの部分のどういう事業なのかをきちんと先に提示してから質問をお願いいたします。

○松原委員 ですから、いいですか。一言だけ言わせてください。ですから、そうやってあるのにもかかわらず、なぜ羽幌町で28万ですか、補助金を出すのかと。これアンビックスに独自で無料でやってくださいと言うべきではないですか。

○金木委員長 熊木福祉課長。

○熊木福祉課長 お答えいたします。

この事業につきましては、当町におきます高齢者への福祉事業というような捉え方で展開しております。そういうことから、年に2回、70歳以上の方々を対象にした入浴券の予算要求ということになっております。なお、年に2回というのは5月の17日からの時期、それから11月7日からの時期、そして離島地区の方々については5月の17日から11月の14日というような期間を設けてのサービスというようなことでご理解いただきたいと思っております。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 結論申しますと、老人の方、本当戦後苦勞された方々多いですから、きっち

りいずれかの形にせよ、町が出すかアンビックスが出すかわかりませんが、無料で入れるし、設けてあげてください。

以上、終わります。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 説明資料12ページの子ども発達支援センター整備事業についてお伺いします。

これは、きつとにじいろの関係だと思うのですけれども、発達支援センターということで、私の認識ですと3町村の子供たちが通う施設だと思うのですけれども、その整備を3町村でまず運営というか、3町村の子供たちが来ている施設という認識なのですか、その辺はよろしいでしょうか。

○金木委員長 福祉課、更科課長補佐。

○更科福祉課長補佐 お答えいたします。

子ども発達支援センターにつきましては、運営につきましては3町村で行っております。そのことは事実であります。ただし、建物ですとかというものの本体に関しましては羽幌町の建物ということで、大がかりなもの、小さい細々とした補修ですとか機器の補修ですとか運営の中にも含めるのですけれども、建物の補修ですとか整備ということについては基本的に当町の管理ということになっております。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 子供のための施設ですので、町で整備するのはいいことだと思うのですけれども、運営も3町村でやっているという絡みで隣の町村にももし負担がいただけるような話し合いがあるのか、それともやっぱり羽幌にある施設なので、羽幌で持つよというような話なのか、隣の町村との話し合いが行われているのか、その辺だけ教えてください。

○金木委員長 更科課長補佐。

○更科福祉課長補佐 お答えいたします。

3町村での運営についての会議は、毎年必要に応じて行っております。最低1回は行っております。それで、その中で今建物についての負担ということについてもというお話もされたのですけれども、当初始める時点での3町村でのトップというか、最終的な確認としてそのような確認がされているということで、今までそれをずっと継続してきております。おっしゃるように、今後そのようなことも必要ではないかということであれば、今後担当課としても考えて、3町村での協議ということが必要になってくるかというふうには思います。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 羽幌町が出してはいけないということではなくて、大分もとの商工会の建物を利用して子供の施設にしているわけで、近年結構通っている子供たちもふえてきているように自分は認識しています。いい環境で支援していくために、やっぱり外側だけではなくて、内の整備ももちろんお金をかけてやる必要があると思うのです。そのときに羽幌町

単独でやるよりも隣の町村にも協力いただいて、よりいい環境をつくっていくためにそういう協議も続けていっていただきたいなという願いを込めての質問でした。

答弁は大丈夫です。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 お尋ねします。

町民生委員協議会補助金、これは大まかにどういう内訳でしょうか。99ページ、中段です。

○金木委員長 門間社会福祉係長。

○門間福祉課社会福祉係長 答えいたします。

こちらのほうに関しましては、今現在町内に民生委員が32名、そして主任児童委員が2名いるのですけれども、そちらでつくっている協議会、そちらの部分に関しまして運営費の部分、それから民生委員が参加する研修費ですとか、そちらの旅費ですとか会議費、それから会費としまして道の連盟だとか、そういうことにも負担金がありまして、その部分だとか、あと民生委員の活動費ということで年間5万6,400円ということを出しております。そちらの総計いたしまして補助金となっております。

以上です。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 研修費なのですけれども、お幾ら出していて、どういう研修やっっているのでしょうか。

○金木委員長 門間社会福祉係長。

○門間福祉課社会福祉係長 答えいたします。

研修費といたしましては、留萌地区の民生委員協議会が集まる会がありまして、そちらのほうの管内研修会、それから活動推進講座ということでそちらも同じような形なのですけれども、そちらと、あと新任の民生委員さんが出た場合にはその1年目に研修を行うもの、そのようなものです。合計といたしましては、本年度の予算としましては民生委員協議会の予算なのですけれども、40万7,000円ということで計上しております。

以上です。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 前の町長の時代の最後のあたりなのですけれども、あることありまして、困った方の手続をお手伝いしたのですけれども、民生委員の方にいろいろ聞いても全然わからないとか教育受けていないとか、そういう文献を持っていないと、民生委員の方が。ということがあったのですけれども、そういうことは解消されているような研修になっているのでしょうか。

○金木委員長 門間社会福祉係長。

○門間福祉課社会福祉係長 研修といたしましては、民生委員の役割といいますか、そちらの大きく広くテキストというものがありまして、そちらの部分で民生委員の役割という

ものが載ったものを一律というか、総合的に研修していると聞いております。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 それでは、その研修とかテキストは、これまでと同じということでもいいのですか。

○金木委員長 門間社会福祉係長。

○門間福祉課社会福祉係長 同じと思います。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 同じということであれば、最初の方が言っていたのですけれども、何ら発展性がないような、実際物事が起きた場合、そこら辺の判断が民生委員の方判断能力がないのではないですか。そう思うのですけれども、

○金木委員長 熊木福祉課長。

○熊木福祉課長 お答えいたします。

民生委員制度については、国の制度に基づく設置ということで、当町においては民生委員をお願いしているところであります。民生委員につきましては、新任の当初の段階において必要な書類、研修資料等を渡している部分があるのですが、そういう民生委員としての自己研さんというふうな部分に係るのかなというふうなことであります。そういう部分については、管内的な組織のほうにもその旨助言させていただきたいなと思います。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 町社会福祉協議会補助金についてお尋ねします。

社会福祉協議会は、一般質問でもいたしました。元役場職員の方がいらっしゃるので。やはり天下りということになるのでしょうか。そして、やっぱり私はもうちょっと予算使ってもいいですから、きちんとした資格のある方が事務局長になって、もっときちんと住民のためにコントロールすべきだと思うのです。そういうことで、そこら辺ご見解どうでしょうか。

○金木委員長 熊木福祉課長。

○熊木福祉課長 お答えいたします。

社会福祉協議会につきましては、社会福祉法人というような位置づけの民間団体というような認識しております。そのようなことから、その会の運営につきましては団体のほうに一任するような形で考えております。

以上です。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 最後にいたしますけれども、あることがあって、社会福祉協議会の事務局長さんとお話とかしたのですけれども、非常にいろんな制度とか、そういうものが理解をされていないのです、現在。ですから、やっぱり補助金出している側ですから、これからきちんとしたそういう方をつけてくださいと、今後。そういうことで、ご指導くださるようお願いいたします。

これで終わります。

○金木委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

次に、第4款衛生費に入ります。113ページから124ページまで質疑を行います。
5番、船本委員。

○船本委員 それでは、改めて質問いたします。

先ほど申し上げたけれども、ピロリ菌の関係であります。今中学生、高校生を対象にして検査が道内で進んできているようであります。これは、個人であれば1万2,000円なり1万3,000円かかりますので、北大の研究としてやってもらっている。それから、渡島医師会、こっちでいえば留萌医師会ですか、こういうところでその事業の中に取り組みてもらっているということなのですが、羽幌もこういうお考えはありますか。どうでしょうか。

○金木委員長 福祉課、更科課長補佐。

○更科福祉課長補佐 お答えをいたします。

ピロリ菌の関係につきましては、昨年から道立病院のほうからも情報提供等ありまして、内部でいろいろと検討を重ねてきました。その中で、今委員おっしゃっていますように、いろんなところで少しずつそういうところが出てきているのですけれども、当町としてははっきりとしたこの年齢層であったり、どの辺にターゲットをきちっと絞っているのかというところは今の段階では情報を集めているという状況で、はっきりとした形でこの年代にするのが一番いいのではないだろうか、あるいはやるに当たってはどこまでやるのが効果的なのだろうかというところをはっきりとした結論を見出すことができませんでした。それで、今後いろんな道内の情報ですとか、それから道立病院の先生のほうとも、専門的な知識もあるようですので、検討を重ねていきたいというふうに思っています。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 こういう問題は、慎重にかからなければならないということは十分理解しております。今これ今年から道内9市町村で実施するということですから、ひとつほかの例をいち早く捉えていただいて、余り慎重にならないうちにできるだけ早く中学生、高校生を対象に実施していただければと思います。

答えは要りません。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 私確認がとれないのですけれども、これかなと思うのが117ページの妊婦・乳幼児健康診査になるのでしょうか。ちょっとわからないのですけれども、これ3款かもしれないのですけれども、そこはもう一回確認なののですけれども、中学生以下の医療費無料の件なのです。それもう終わってしまったかな。医療かわからないのですけれども、そこはどこになる……

○金木委員長 114ページの扶助費になります。乳幼児医療扶助費。大丈夫です。

○小寺委員 医療扶助ですか。資料の114ページの乳幼児医療扶助ですか。予算書ですね、説明書ではなくて。1,394万6,000円の件なのですけれども、これは今までやっている中学生以下の医療費無料の件だと思います。当初は、小学生までの医療費の無料化と。拡大をして中学生と。12月の一般質問で金木委員が高校生までの医療費を無料にする政策はできないのだろうかという質問に対して、道内のほかの町村の動向を見て検討するというような答弁をいただいたと思います。この管内を見てみると、ここ4月から新年度に向けて、高校生までの医療費を無料にしているところですか、自分の町ではないけれども、ほかの町から来た高校生に対しても高校生だったら医療費を無料にしますよというような、かなり拡大してきているような気がします。今年度は中学生までですけれども、今後管内もかなりそういう政策的に子育て支援という名目で広がりを見せているのですけれども、今後の羽幌町としての展開というか考え方、教えていただければと思います。

○金木委員長 熊木福祉課長。

○熊木福祉課長 お答えいたします。

高校生に対する医療費扶助というようなことの捉えでよろしいのかなと思うのですが、委員おっしゃったように、現在のところ小中学生あるいは中学生までは拡大して実施しております。ただ、高校生については今のところ取り組んでいません。今おっしゃられた部分でいきますと、これからの課題というような形で捉えていきたいなど。ただ、高校生になった場合については、こちらのほうに住民票を置いて地方に出ていくというような生徒もいらっしゃいます。そのようなことから、その辺も含めて全体的な政策の中でどう捉えていくのかというようなことで考えさせていただきたいと思います。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 隣近所の町村に倣えということではないのですけれども、町長も子育て支援に子供たちのために、それが中学生だけではなくて、僕は高校生まで羽幌町の子供たちという認識で言っているのですけれども、町長のその子育て支援に対する思いを来年度に向けて検討いただいて、ぜひ実施していただけるような動きにさせていただきたいと思っておりますけれども、町長はその辺は子育て支援とこの医療費に関して、今の時点でどうお考えか教えていただけますか。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 小寺委員の質問にお答えいたします。

義務教育ではないのですけれども、今後の課題にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○金木委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

説明員入れかえのため少々お待ちください。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時29分

○金木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に、第5款労働費に入ります。予算書では125ページから126ページまで質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

次に、第6款農林水産業費です。127ページから140ページまで質疑を行います。
5番、船本委員。

○船本委員 資料の15ページ、それから予算書は130ページになりますか、焼尻綿羊の地元提供奨励事業補助金でありますけれども、27年度、新年度は14頭分の町内飲食店ということで69万3,000円ですか、15ページの資料では。予算書のほうでは62万2,000円と、7万1,000円の差があるのですけれども、これ何かあるのだと思うのですが、これは個人のやつはもうやめるといふことなんでしょうか。

○金木委員長 産業課、佐々木農政係長。

○佐々木産業課農政係長 お答えします。

今回地元消費のほうの予算を要求していない理由としましては、地元提供奨励事業ということで飲食店に対する補助がありますけれども、こちらのほうが平成25年度から実施しておりまして、平成26年は利用のほうは増加傾向にあるということと、あと観光客など町外客に対しても提供できますが、それと同時に町民にも利用していただけるという内容でございますので、町民還元の部分もあるということと、また事業の目的については両方の事業、どちらも地産地消ということと地元ブランドの定着ということが両方の事業がそういうことを目的としておりまして、重複している部分もありますことから、今回地元提供のほうに一本化して事業を推進していきたいと、そういうことであります。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 理解はいたしましたけれども、実は平成25年は30頭個人用で見ていたのです。26年は20頭ということで、このときにも常任委員会の中でも質問しましたがけれども、肉屋さんが受けてくれない、やめた肉屋さんもおりましたから、そういう事情から20頭にしたのだということで飲食店は幾ら、それから個人が買う分については何頭というように出したのです。したら、今お答えをいただいたのではこの14頭に個人の買う分も飲食店も入っているというように理解してよろしいのでしょうか。

○金木委員長 佐々木農政係長。

○佐々木産業課農政係長 お答えします。

精肉の提供としては、この地元提供の中には入っていないということです。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 ちょっとよく私もわかりませんが、個人のやつは、したら個人では買えないということなのではないでしょうか。そういう安い金額では買えないことになるのでしょうか。

○金木委員長 鈴木産業課長。

○鈴木産業課長 お答えをいたします。

先ほど委員おっしゃいましたとおり、それを販売を担っていただいていた精肉店のほうも半分に減ったという部分もありますし、あとはお店のほうで提供する綿羊の実績がふえているということもございまして、それらを総合的に検討しまして、今年度につきましてはこの地元消費、お店屋さんで提供するほうに統一するというような内容で今回予算を計上させていただいています。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 それはよく理解できますけれども、個人で買っている人も結構いらっしゃるのです。去年20頭、その前は30頭あれしたのを今年ぼんとなくしてしまって、町内の飲食店だけ14頭というのは、これ町民は理解しないと思うのです。それでなくても綿羊問題いろいろあって、やっぱり我々は現状維持で綿羊は羽幌町の特産として守るべきだという考え持っているのですけれども、地元の人間が食べて、地元からPRしていくというのならわかるけれども、個人のやつなくして飲食店だけでというのはちょっと理解できないのですが、これ町長、どのようにお考えになりますでしょうか。

○金木委員長 江良副町長。

○江良副町長 今回の制度につきましては、観光客の方々、そして町民の方々につきましても地元で提供される焼尻綿羊を食べていただくということで、地元の消費の拡大にもつながりますし、そういうふうな考え方で統一してこの事業を行うというふうに考えております。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 ちょっとしつこいようですけども、それであればこういうものをやっぱり常任委員会あたりできちっと説明してやっていかなかったら、ぼんとかやって町民が直接、それは店屋行ったら食べれるかもわからぬけれども、店まで行かないで、子供たちが来たら夏自分のうちの庭でやるだとか、やっぱり安く食べれますから、そうなれば。それは、またその人によっては子供たちを連れて地元の店に行くという人、両方あると思うのです。ですから、地元の町民から食べて、町民から全国に発信していくという形にしていかなかったら、これは個人のやつがもう今年からないよということになれば、町民はやっぱり結構何だかんだと私は言われると思うのです。

それで、最後に町長、一言町長の考えとして必要かどうかどうか答えてください。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 ご指名をいただきましたので、答弁させていただきます。

私も町民還元としては船本委員おっしゃるとおりだと思いますが、今年度に限りましてはふるさと創生だとかそういう還元事業で……ふるさと納税ですね、あっちのほうでも使うような予定もございますので、1年間様子を見まして、また原課とも船本委員おっしゃった町民還元について28年度に向けて検討させていただき、また委員会にもご相談を申し上げたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 答えは要らないですから、私の意見としてお聞きいただきたいと思うのですが、ぜひこれ6月の補正でご検討をいただきたいと。絶対町民はこれ待っていますから、よろしくをお願いします。

○金木委員長 4番、寺沢委員。

○寺沢委員 予算説明資料16ページの野生動物保護対策事業についてお伺いいたします。

まず、天売島の猫対策についてなのですが、今回一般質問もあって、内容も担当のほうから詳しく説明がありましたけれども、現場の天売島内で捕獲をし、それを順化して、その猫の里親探しというような流れで進んできているということで、大変時間はかかりましたけれども、少しずつ軌道に乗ってきたのだなという印象を持っております。それで、今現在行われている捕獲についてなのですが、島内の飼い猫の近くにいる飼い主のいない猫、要するに人間と接触していて飼い主がいないという猫ですけれども、それを捕獲し、不妊、去勢の手術をして、さらに天売島に再度持ち込んで、そして天売島内にも放しているという、これは順化する場所だとか、そういうことを考えるとやむを得ない措置であろうとは思いますが、非常に効率が今後悪くなる可能性を秘めたやり方だと私は思うのですが、この辺について今後どのように捕獲作業を進められようとしているのか、その辺ご説明をお願いいたします。

○金木委員長 町民課、杉野環境衛生係長。

○杉野町民課環境衛生係長 お答えします。

今行っている市街地での猫の捕獲については、4月の上旬まで実施する予定となっております。寺沢委員さんのご指摘どおり、一度捕獲をして放すことによって新たな猫の捕獲が難しくなる、効率的に悪くなるということについては平成4年から平成8年まで実施した過去の取り組みもしておりますし、それについては重々把握しております。ただ、先ほど寺沢委員もおっしゃられましたけれども、捕獲をして順化を進めるための新たな受け入れ先、これが確保できれば、そういう放さないで順化するという取り組みを進めていけるのですが、やっぱり受け入れ先の問題等もありまして、これはとりあえず今のところはこういうことで実施させていただきたいということでもあります。ただ、この取り組みについては羽幌町ということだけではなくて、環境省、あと北海道獣医師会、北海道、それら関係団体のほうにも協力しまして、ただ何もやらないというわけではなくて、少しでも繁殖の抑制を図るということで、そういうことも考えられるけれども、実施したほう

がいいということで取り組まさせていただいている状況です。

○金木委員長 4番、寺沢委員。

○寺沢委員 今杉野係長のほうから答弁ございましたけれども、まさにその平成4年からの捕獲のときに私も当事者としてかかわっていて、同じようなことをやったのです、今やっていることと。その結果捕獲わなの中にかかるのは不妊、去勢手術が済んだものということが結構ありまして、新たな手術が施されていない猫をとるのに非常に苦労したという経過があります。それで、5年ほど捕獲を続けたのですが、そこで中断を余儀なくされたということなのです。中断したことによって、さらに手術を施していない猫が繁殖をして、それまでの努力が水の泡という格好になりました。何を言いたいかということ、絶対に中断してはならないということなのです。今後この事業というのは、どんどん、どんどん難しくなっていくと思うのです、私の経験上。捕獲をしていって、繁殖をとめるということに対して。それでも継続をしなければ、労力、予算が無駄になるということです。だから、私が過去味わった失敗をぜひ味わわないように非常にこれから頑張って継続していただきたいという、そういう思いで質問しているのですが、いかがでしょうか。

○金木委員長 杉野環境衛生係長。

○杉野町民課環境衛生係長 答えします。

この取り組みについては順化もそうですし、今現在やっている避妊、去勢の手術もあわせて、今後天売島が人と海鳥と猫が共生できる地域というふうになるように最後まで諦めないで実施するというので、関係協力団体とも話し合いをしながら実施していくということで話し合いをしていますので、なるべく最後までいけるようにということで努力する気持ちではあります。

○金木委員長 4番、寺沢委員。

○寺沢委員 この事業に関しては、旭山動物園も数年前からいろいろ協議をする中で非常に協力的でありまして、パネル展を実施したこともあります。それから、天売島で捕獲された猫を動物園で順化しつつ天売島のそういった現状を来園者に伝えてもいいのだという、そういうお話を坂東園長からいただいているのですけれども、その点町のほうには何かちゃんとしたお話とかございましたか。

○金木委員長 水上町民課長。

○水上町民課長 先日旭山動物園の坂東園長のほうからご連絡がありまして、天売猫の関係で猫の譲渡だとか、その辺でもし協力できることがあれば協力したいという申し出がありまして、うちのほうといたしましてもぜひお願いしたいという話はしておりまして、その打ち合わせについては今年度もしできるのであれば打ち合わせしたいということで今のところ話は進んでおります。

○金木委員長 4番、寺沢委員。

○寺沢委員 旭山動物園とは、猫の話以外でも海鳥の展示施設のことが旭川市議会でも議論になった経緯がございます。その中で、海鳥展示施設を旭山動物園内につくるという話、

それと同時にそれがかなわない場合には海水をすぐ取り込んで、循環させることのしやすい現場天売島でもそういう旭山動物園の分館としての構想を考えてもいいのではないかと、西川市長のそういう答弁が市議会の中で交わされております。それらについての話の進展というか、例えば坂東園長とのやりとりとかというのはこれまで1年間の間であったでしょうか。

○金木委員長 水上町民課長。

○水上町民課長 昨年多分7月か8月ごろだったと思うのですが、坂東園長のほうと一度お話をさせていただいたところであります。今言ったように、内容につきましては旭川で予定していた海鳥館をその建設についてということで具体的な話ではなかったのも、もし話として具体的になればまた打ち合わせしましょうということで話は終わっている状況であります。

○金木委員長 4番、寺沢委員。

○寺沢委員 旭山動物園がこうやって当町のそういう自然環境に関心を寄せていただいて、なおかついろんな形で協力をしていただけるとするのは、非常にありがたい話だと思うのです。

最後に、町長にお聞きしたいのですが、前町長と私一緒に動物園に行って、坂東園長等とさまざまな打ち合わせをし、2つの市と町で協定書なんかも将来的に交わすことも視野に入れながら、自然環境の保全のためにいろいろやっていきたいと思いますという話をした経緯がございます。それを引き継いで、ぜひ私駒井町長にもそういう機会を持っていたきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 寺沢委員のご質問に答えさせていただきます。

旭川市あるいは旭山動物園ということで、連携を持った天売島の猫なり、また鳥の取り組みについて、時間が合えばまたそういう機会をいただければ私も同行したいと思っております。よろしく申し上げます。

○金木委員長 6番、磯野委員。

○磯野委員 説明資料の16ページの離島漁業再生支援交付金についてですが、先般一般質問で町長のほうからも新年度から始まる第3期の再生支援交付金事業を活用するという話がありました。2期が終わって、これから3期に入るわけですが、その中で町長も漁場の生産向上や創意工夫を生かした取り組みを推進していきたいという話があったのですが、この中で今回3期に向かって、例えば漁協のほうからなり行政のほうからで具体的にこのような事業をしたいというのがあれば教えていただきたい。

○金木委員長 産業課、渡辺主幹君。

○渡辺産業課主幹 お答えします。

第3期に向けての離島漁業再生支援交付金の事業についてですが、第3期からの事業についてはこれから新年度に入ってから協議ということになります。

○金木委員長 6番、磯野委員。

○磯野委員 町長のほうからも先般の答弁で漁場の生産力向上や創意工夫を生かした取り組みと、同じこと言いますけれども、町長、この辺の産業についても一般質問の答弁で再三1次産業についても熱く語られたようですけれども、生産力向上だとか、そういうもので何か町長としてもこれを利用して、我が町でこういうものを支援交付金の中でやりたいというものがあればぜひ伺いたいのですけれども。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 磯野委員のご質問にお答えします。

ご質問の内容としては、離島漁業再生支援交付金の使い道について、漁協との取り組みについて何かないのかと、アイデアはないかというお話でございました。先日の一般質問のご答弁でも申し上げましたとおり、私にはそういったまだ経験不足で、ありませんし、立候補のお話の中でも再三触れておりますけれども、第1次産業の振興は大事であるけれども、それは漁家なり漁協の協議の中で羽幌町に対してこういう協力、こういうことをやりたいという申し出に対して担当課と協議の上、取り組みたいという考えでございまして、自分から漁業、農業の経験もないのにふつり合いな事業を組んで、かえって迷惑をかけるようなこともしたくないという思いもございしますので、現在のところは議員お尋ねのような事業については私は考えを持っておりません。

○金木委員長 6番、磯野委員。

○磯野委員 この間もそのような話をされていたのですけれども、それはよくわかるのですけれども、せっかくこういう交付金がついて、各市町村でも各漁協あたりでもいろいろな案を練ってやるのでしょうかけれども、漁協もそうですけれども、現場の漁師、漁業組合とそういうアイデアといっても限られた人数ですし、そういうのもなかなか浮かんでこない。また、交付金だけでなく、例えば補助金だとか、そういういろんな国の補助金等もなかなか情報もそうスムーズに入ってこないし、どう使っているのかという、そういう問題も現実にあるのだと思うのです。そういう中で、やはり私がお願いしたいのは、せっかくこういう交付金がついたのですから、確かに町長の言うのもまだまだこれから勉強しなければならないと、そのとおりでと思うのですけれども、これだけのスタッフがいるわけですから、この間ちょっと最近種苗については余り予算等もないので、漁協のほうもやっていないというような話もしましたけれども、そういうものを含めた中でやはり漁業振興については行政側も積極的にやはり取り組んでいただきたいと思っているのです。そうしないと、今言うように現場から出てきて、それを検討するというのが一番でしょうけれども、そうではなくて、もう一步踏み込んでいただきたいと思うので、ぜひその辺は今後早急に協議していただいて、有効にこの交付金を使っていただきたいと思うのですけれども、どうですか。

○金木委員長 江良副町長。

○江良副町長 ただいまのお話ですけれども、確かにこれから漁協のサイドと協議しながら

ら、当然町としてほかの自治体等々で行っている事業等もありますので、そういう中身も触れつつ、羽幌町に合った支援の方法というのも含めて検討していきたいと思っております。

○金木委員長 10番、熊谷委員。

○熊谷委員 磯野委員との関連もあるわけですが、予算書説明の16ページです。それから、予算書は140ページなのですが、漁業に関する町長初めいろんなご意見をお伺いしましたけれども、もちろん漁協等々との協議等々も必要だと思いますが、多くのいろんな各種漁民の皆さんもたくさんおりますので、その辺はいろんな声を聞いていただきたいと思っております。そこで、漁業新規就業者育成事業交付金、後継者対策交付金の関係なのですが、新たに短期技能といいますと、小型船舶士、1級操縦士だとか、いろんな関係だと思いますが、今年の漁協を通じてのこの助成をいただいた方は何名ほどいるのかどうか。それから、漁業機器、端的に言いますと無線だとか魚探レーダー等々だと思いますけれども、これは何そうの船からそういう要請があったのか答えていただきたいと思っております。

○金木委員長 産業課、渡辺主幹。

○渡辺産業課主幹 お答えします。

26年度は、無線技士の取得で1名、あと船舶の1級で1名、あと漁船の取得で2件助成しております。

○金木委員長 10番、熊谷委員。

○熊谷委員 そのくらいの人数かなとも思っておりますが、漁船を運航するには最低小型2級とか1級の操縦士の資格が必要ですし、漁業ですから、20トン未満船であればそれでいいのですけれども、それ以上の船になりますと、もっと大きな資格が必要になります。北海道でいいますと、昨年度でいいますと、昨年というか今現時点もやっているのですが、紋別市で船員組合を主体とした、通称言う大型船100トン以上の船なんかの操縦士、船長さんの免許ということになります。また、機関士の免許もそうなのですが、これは当然日本でも広島県の呉市だとか尾道だとか、そういうところに行かないとこの免許の資格を取れないというのが実態でございます。そういう中で、この上限の助成の方法がこれ25万ですか、それと今言った機器類、レーダーや無線等々、いろんなもっと高いものもたくさんあるわけですが、これは50万ということなのですが、この辺についてもっと助成をするという考えがあるのかないか。もちろんその漁協を通じていろんな人数等々の確認もあるわけですから、小型操縦士の1級、2級はすぐこの道内、小樽やどこかで取れるのですけれども、なかなか金額が弾む、その研修期間も2カ月半に及ぶ、ましてや呉だとか尾道なんか行きますと、往復の旅費等々も含めまして、滞在費等々含めまして、もう100万くらいかかるというのが実態でございます。そういう中での助成方法等につきましても別な角度で考える必要があると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○金木委員長 産業課、渡辺主幹。

○渡辺産業課主幹 お答えします。

この漁業新規就業者育成事業制度ですけれども、平成24年度から始めたわけですが、助成内容としましては短期技術取得ということで、船舶や無線の講習で免許取得までにかかった経費の3分の2以内を助成するというのと漁船の取得等は50万を限度ということで助成する事業でありますけれども、今熊谷委員おっしゃったとおり、いろんな研修なり資格、そういういろんなケースがあるということですが、この助成事業始まってまだ2年ちょっとということで、今後いろんなケース勘案しまして、いろいろ課内とか町のほうでも検討していきたいと思います。

○金木委員長 10番、熊谷委員。

○熊谷委員 この助成方法につきましては、町長さんが言うとおりの、漁協を通じた中でいろいろとまた再度検討していただきたいと思います。

それから、引き続きいいですか。

○金木委員長 はい。

○熊谷委員 漁業近代化資金の利子補給の件なのですが、多少率は上がりましたが、私ももうこれ10年前から再三再四、前町長さん等々に質問をしているわけですが、多少は上りましたが、この管内、北海道いろんな、確かにそれは漁業主体の市町村もありますし、それ以外の産業を主体とした市町村もあると思いますが、羽幌町の場合は近郊の中部、苫前さんや初山別、そして遠別、天塩あるいは増毛等々に含めましても近代化資金の利子補給が低いという感じなのですが、これについてはどう思うか説明をしていただきたいと思います。

○金木委員長 産業課、渡辺主幹。

○渡辺産業課主幹 お答えします。

漁業近代化資金の利子補給の関係ですけれども、管内の状況、今手元に資料がなくて、承知していない部分あるのですけれども、利子補給については今年度予算計上している部分でいいますと、平成12年度からの資金借入れ、累計48件の方の未償還融資残額に対しまして、町としまして0.6%の利子に相当する額を補給することとしています。今のところこの利子補給の率は変更する予定はないのですが、それはまた管内の状況とか近隣町村の状況見て考えていきたいなとは思っております。

○金木委員長 10番、熊谷委員。

○熊谷委員 そういう各町村との比較も含めながら再度検討していただければなと思っております。これはこれで終わりますが、本町を取り巻く漁業環境は非常に厳しいものがございまして。町長さんも漁協を通じていろんな相談に応じたい、あるいはそういうような助成方法等も考えたいということでございまして。私は、今回の機構改革なんかにしても、ぜひ水産係というものをつくっていただきたいと先般常任委員会でも井上総務課長に申し上げたとおりでございまして。何とかそういう中で、もう少し漁業に対する町の恩恵がありますようによろしく願いをいたします。

答弁は要りません。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 漁業近代化利子補給制度について関連の質問させていただきます。

今の説明で0.6%町が持つということですが、実態の借りる側の額を知るためには、もともとの部分を知らなければ、実際に利用者が幾らで借りているかということはわかりませんので、その辺の数字をまず確認したいと思います。借りているものに対して0.6%の補助を町がするという制度ですから。

○金木委員長 渡辺主幹。

○渡辺産業課主幹 お答えします。

先ほど羽幌町として0.6%の利子に相当する額を補給しているということを説明しましたが、基準金利が2.25%としますと、羽幌町が0.6、あと北海道のほうで1.25と個人で利子補給するパーセントが0.4、そういう感じの計算になります。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 具体的に借り手が結果として幾らで借りているということになるのでしょうか、金利が。

○金木委員長 渡辺主幹。

○渡辺産業課主幹 お答えします。

借り入れをしています漁業者本人の利子補給するパーセンテージは0.4ということになります。基準金利2.5で計算すると、漁業者本人が0.4ということになります。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 その意味というのは、借り手が仮に100万借りました。金利が0.4%分だけしかかかりませんというふうに理解していいのですか、今の説明だと。そうではないような気がしますけれども、それでいいのでしょうか。

○金木委員長 渡辺主幹。

○渡辺産業課主幹 お答えします。

ちょっと説明が悪かったようです。今森委員おっしゃったとおり、100万借りたとして基準金利が2.25だとした場合に、北海道が1.25、町が0.6、本人が0.4ということになります。よろしいでしょうか。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 言いかえれば、100万借りると、0.4ですから、4,000円の金利負担だけをすればいい現状になっているということで理解してよろしいでしょうか。率直に言うと、漁業近代化資金利子補給、それから農業関係、それから商業関係、昔からいろんな議論がありまして、商業は突出して昔は高かったのです。農業は、国の関係もあって、例えばゼロから始まり、比較的低い金利だと言われておりました。それに比べて漁業が、その当時はやっぱり1%超えているという認識があって、苫前等はずっと安いのだという議論を延々と繰り返してきたのです。それからすると、0.4%であれば本当に限りなく金

利ゼロに近いという認識ですから、あるいは何が変わったのかわかりませんが、問題ないなという気はするのですけれども、どうも今までの長年の経緯からすると、本当に100万借りて金利4,000円でいいのかなということが、今の説明だとそうなるのですけれども、熊谷さんにもどういう認識か確認しなければならないのですけれども、間違いなくそれでいいということであれば、これは非常に有利な状況で使えると思いますので、今後とも進めてもらいたいということで、訂正がなければ答弁は結構です。

○金木委員長 再答弁は必要ないですか。

○森委員 利用者負担0.4で済むということであれば要りません。

○金木委員長 時間も経過しましたので、休憩をとりたいと思います。暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時19分

○金木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、小寺委員。

○小寺委員 説明資料の16ページ、旧ウニセンターの取水管撤去事業に関してなのですが、これは何か問題があったから撤去するのか、それとも今後その施設を違う形で利用するために撤去するのか、その辺撤去する意図を教えてくださいなのですが。

○金木委員長 産業課、渡辺主幹。

○渡辺産業課主幹 お答えします。

この取水管撤去事業は、旧ウニ種苗センター時代の取水管が港町の造船所前にある斜路のすぐ近くにある海水の中に旧ウニ種苗センターの取水管がそのまま昔のまま残っていて、その管が造船所で補修等を行う漁船を斜路に上げる際に支障になるということで、その管を撤去する事業であります。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 それでは、そのセンター建物の工事ではなくて、港側の工事ということで理解してよろしいでしょうか。

センターは、かなり前から使われていないと思うのですけれども、今後の活用とか、きのうの一般質問の中でも触れたような加工とか、そういうのに生かすためにとってあるのか、今後ウニのセンター、建物を何か活用する計画というのがありますか。

○金木委員長 渡辺主幹。

○渡辺産業課主幹 お答えします。

旧ウニ種苗センターは、現在漁協の資材保管施設として漁協のほうに管理委託をしまして、現在漁協のホタテの資材ですとか、もろもろ漁協のほうで資材管理するための倉庫として使われております。

○金木委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

次に、第7款商工費です。141ページから144ページまで質疑を行います。

9番、松原委員。

○松原委員 質問いたします。

羽幌町商工会補助1,599万3,000円支出しています。これ私ちょっと思うのですけれども、商工会という団体ございます。これは、商工会法で羽幌町では置かなければならないのかと思うのです。ただ、私この商工会の運営、非常に疑問な点がいっぱいあるのですけれども、その中で議会始まった3月10日、サービス業部会に出たのですけれども、そのサービス業部会の決算書が出たのですけれども、ただ金額だけで内訳ないと言うのです。積算根拠ない。それで、見せられないとか、くれないと言うのです。渋々仕方ないなと思ったのですけれども、今度来年の予算も出てきたのですけれども、金額だけ出して、来年の予算出てきたのですけれども、いわゆるおもてなしとサービスに関する事業費13万、あと先進地にいつ行くかわからないけれども、札幌のほう行って3名で5万6,730円、これを出してきたのですけれども、いつ行ってどこ行くかということも説明ないし、よくよく聞いたら、ただただ予算を確保するのだと。この予算をもって何かやろうということ言うのです。こういうことを商工会の事務方がやっているのです。これ積算根拠示せと言ったのですけれども、そのときにならないとわからないと言うのです。これは、やっぱり主要なる古いメンバーたちが好きなように使うような予算だと思うのです。そうすると、こういう予算が各部会にあって、それが積み上がった形で商工会の経費といったのが成り立っているということが高い確率で予想されるわけです。そうすると、その予算全体が商工会の経費として甚だ積算根拠のないものではないかということが想像されます。これは、本当非常におかしいと思うのです、商工会の運営のあり方が。

そして、もう一つ、さらにけさほど事務局長に用事あって電話したのですけれども、一つ今回利子補給の話が出ていたのです。この問題はどうかということで聞いたら、要望書は出していると言うのです。要望書出しているけれども、打ち合わせに行ったのですかと、誰か。したら、行ってないと言うのです。これ普通担当者が、また事務局長が行って、今度もまたちょっとやりたいのだけれども、こうやってくれないとか、また役場の事務方がこうしてほしいとか、いろいろなことがあってまた継続すると思うのですけれども、非常に仕事の体裁をなしていないということを思うのです。ですから、やはり商工業者はいっぱいいますけれども、駒井新町長、いろんな言い方うまくないですけれども、商工業者のことは好きだと思うのです、それぞれ。何かやってあげたいのだけれども、その窓口の商工会がきちんとしていないから、やっぱりちょっとやられないなという気持ちになっているのだと思うのです。それをうまく言えないだけだと言うのです。ですから、はっきり今本当聞きたいですけれども、この上がってきたお金、補助金、この積算根拠、き

ちんと確認されているのですか。そして、大平係長さんに聞きます。打ち合わせに来ていますか、きちんと。お答えください。

○金木委員長 産業課、大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 お答えいたします。

まず、町のほうが補助する中身としましては、経営改善普及事業という部分の補助になっておりまして、大きな部分でいきますと商工会の職員の方々の人件費の補助と、あとの経営改善普及事業に付随する事務費の補助、それともう一点が商工振興事業という形で各部会のほうで使いたいという形で来ている補助金となっております。まず、人件費のほうにつきましては、きちんとした積算根拠をもとに出ております。それに付随する事務費についても根拠は示されております。また、町のほうで補助をいたしますその商工振興事業の部分につきましては、さまざまな補助の要求上がってございます。やるときには、うちのほうでも内容を精査した上で、中身の決まっていないようなものについては申しわけないけれども、補助できないという形で一部削らせていただいている部分もございます。これにつきましては、必ず事務局長ですとか担当の方が来られて打ち合わせを行っております。

先ほど出ておりました利子補給等々の要望の関係ですけれども、確かに要望の段階で役員の方々と一緒に来られて、その後については中身のちょこちょことした打ち合わせでこちらからも行きますし、商工会の局長さんですとか担当の方が来られたときにそういう話も出ていたかもしれないのですけれども、細かいところまでは記憶にないので、申しわけございません。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 大平係長さん、思いやりでそういう表現されたかと思うのですけれども、けさほど事務局長にお聞きしたところ、いわゆる利子補給の関係では行っていないとおっしゃっていました。そして、先ほどの話戻りますけれども、サービス業部会、この予算請求、これはっきり言って積算根拠なかったのです、3月10日に出席したら。そこら辺も含めて部会の経費きちんと精査して、予算として、もう上げてしまっただけでもいいのですけれども、きちんとがっちりしっかりと確認してください。

終わります。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 一昨日の一般質問の中でも時間の関係もありまして、改めて商工振興について予算委員会の中でお話をしたいということでしたので、決して続きということではありませんけれども、商工振興全体も含めて質問させていただきます。

ページ数でいきますと142ページ、負担金補助及び交付金、この中でやっぱり3つの柱がありまして、1つには中小企業振興資金利子補給金633万円、次に企業振興促進補助金600万円、雇用促進助成金996万円、この3つが大きな振興補助と言われるものだと認識しております。この流れと申しますと、まず先日も触れましたけれども、中小企

業振興利子補給金が平成21年に今のスキームになりまして、その後それぞれの母体になる補助制度はあったのですが、非常に古いものをそのまま引き継いでおりまして、業種も偏るとかということがあった上で2代の課長にわたって、私から言わせると22年から26年のこの5年間で飛躍的に行政サイドが商業振興に力を入れて、結果もそれに伴い業者等から活用しているということも流れになってきたと認識しております。

その上で少し中身の話をさせていただきますが、まず一番新しいほうの雇用促進事業制度、昨年は1,000万予算組んでおりましたけれども、これは初年度ということで結果はどこになるかわからない、とりあえずつけておくということだったのですが、今年については昨年の実績が今年の予算になるという性格の補助制度でありますので、ほぼ実数かなというふうに考えております。そこで、数字の確認ですが、昨年の実行見込み額と今年の予算996万円の予定内訳をまずお聞きしたいと思います。

○金木委員長 大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 お答えいたします。

26年度の実績になりますが、26年度につきましては正社員ということで14名の方を雇用していただきました。これについて、1名当たり36万円ということになりますので、14名で504万円、これが実績になる見込みでございます。また、27年度につきましては、この25年度に採用されて2年目に突入する方と26年度中に採用されて27年度から補助の対象になられる方という形になります。まず、25年度に採用された方については、そのまんま14名をまず予定しております。26年度の採用分については、現時点で13名の方が雇用になっております。正社員が11名で、常用パートが2名、この部分と、これ予算組んだ段階が12月になっておりますので、その後若干ふえるかという形で2名ほど多く見させていただいて、26年度中の雇用が正社員13名の常用パート2名、トータル15という形で計算させていただいて、この2カ年分を補助するという形で996万円という形で予算要求をさせていただいております。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 昨年の正社員の13名がふえたというのは、ある程度いって、1カ所大幅に増になったかなという予測はつきます。意外なのは、常用パートのほうが、これもパートの賃金からすると補助制度が年12万円ですか、かなり大きいなと思うのですが、そこが意外と少ないような印象持ちます。その辺について、担当課のほうで何か常用パートのほうの申請が少ないということの理由をお伺いしていればお聞きしたいのですが、お願いします。

○金木委員長 大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 お答えいたします。

この常用パートという部分なのですが、一般的に皆さんが思われるパートという形とはちょっと違ってございまして、あくまでも雇用期間の定めのない方という部分を規定しております。ですので、なかなか羽幌の場合ですと、それに該当するような方々が少な

いのかというふうを考えております。これにつきましてもそういう部分をまず試用期間みたいな形で常用パートで雇っていただいて、そこから正社員化という流れができないかという部分で使わせていただいた制度ですので、その部分で若干活用がないのかと考えております。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 最後のほうは地方創生絡みですが、やっぱり雇用の問題というのが最大の問題だと思っています。その中で、2年間で27名の新規雇用があったということは、非常に実績としても当初の見込みからしても予定どおり以上の結果があらわれているなと思います。ただ、来年以降またこれが続いていく中でさらに新規がふえると、予算また1,000万をはるかに超えてくるわけですけれども、これは時限ではないという前提の中でやはりさらに進めるような、これから話すいろんな政策と兼ねて頑張っていたいただきたいなと思います。

次に、企業振興促進補助金なのですが、これももともとあった振興補助が製造業に偏っていたり額が少なかったり、いろいろあったものを本当ドラシックに変えて今後に向けていったという印象を持っております。今年の予算600万ですが、予算の段階でいいです。ここには企業立地創業者支援事業、新開発、空き家対策、離島観光、その他もろもろありますけれども、とりあえず600万の中でどのような内訳で考えているかということをお聞きしたいと思います。

○金木委員長 大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 答えいたします。

予算組みに当たりましては、26年度のまず実績部分、これをもとにさせていただいております。26年度につきましては、使われている中身としますと、離島観光振興部分、ここで4件活用されまして、実績でいくと約370万円ほど活用されております。新年度分についてなのですが、離島の部分、まずこれが若干出てくるのではないかというふうにございます。あとは、若干希望的な部分で商品開発等々で活用していただければという部分ございまして、できるだけこの離島のほうもそうなのですが、なるべく事業が終わり次第すぐに資金手当てしたいというふうな考えがございまして、予算要求時に細かな数字抜きですぐ対応できるという形で予算化をお願いして、つけていただいたものでございます。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 昨年実績が370万で230万余裕に見たのが悪いとは全然思いません。今おっしゃったように、何かあるたびに50万、100万の補正ということではスピードがおくれるということもありますので、そのぐらいの金額はやっぱり少しかう先が見えない中で出てくるものですから、当然のことかなと思っています。ただ、それぞれの補助制度、非常に中身が充実しております、例えば企業立地のほうなんかでは補助上限額1,000万、補助ですから丸々もらえるということです。創業支援についても借入金に対す

る利息と保証料は100%補助、要するに本人は一つも金利払わなくてもやれる。それから、新製品、それから空き家に対しても私からすると町が考えられる中での最大の補助要件をしたなというふうにはつくったときから、2年前ですけれども、非常にありがたいなと思っておりました。離島観光振興補助については、今議会に新たなものとして上限2,000万までのものに対して1,000万、3,000万でも1,000万ですけれども、いわゆる外から誘致事業に入るということで、非常に前向きな流れがここの部分では非常に続いているなというふうに思っております。ただ、できればやはりこれだけのものがあったとしても、まだ前回でいうと島の部分の370万だけだということですので、一つ一つ吟味しながらそれぞれの内容をいわゆる微調整したり、それからやっぱり商工会との連携の中でせっかくつくった制度を利用率上げるように頑張ってもらいたいと思います。その辺について、何か今現実に商工会等と動いていることがあればお聞きしたいと思います。

○金木委員長 大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 答えいたします。

さきの12月の定例会のときにも阿部議員等からもさまざまな部分、せっかくいい制度があるので、もっともっとPRしてほしいと、そういうご意見もいただきました。とりあえず今のところは、ホームページのほうも若干見やすい形にはさせていただいたというふうに考えております。あとは、新年度、もうすぐ始まってしまいますけれども、チラシ等々もうちょっと分割しながらわかりやすいものをつくって、商工会さんのほうにもいろいろお願いして、資金手当ての関係で商工会さんのほうに行かれる方々も結構いらっしゃいますので、そのときにこういう制度もあるということをお知らせしながらPR等していただきたいというふうに考えております。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 次に、中小企業振興資金利子補給制度なのですが、前回は数字を挙げて話す時間もありませんでしたので、今日は少しその辺も含めてお話をしたいと思います。

まず、収支ですね、平成21年からこれが1%の現在のものになって、24年に再延長して今日に至って、利用率がふえ、昨年の最初の予算は約700万でしたけれども、実行は880万ということで、かなり利用がふえてきていると。この利用がふえることによって、試算では最大1,000万ちょっとということですが、町財政にも影響あるので、これはやめたいということの理由で今回特例の廃止で2%という流れですが、その前の平成21年3月までの利用状況をこれは町が発行した羽幌町商工観光ガイド、産業課が出した数字なのですが、平成19年が年平均8.4%の利用率、それから平成20年が13.11%の利用率、平成21年4月からこの利子補給制度の特例が始まりまして、年平均では途中から上がっていますから、月単位では60%以上ですけれども、月平均としては35.31%で、これは23年までのデータしかありませんが、22年が62.84、23が67.90、私の記憶では24、25もほぼ同じような数字で推移したと思います。この間、利用が徐々にふえてきているということと1件当たりの枠が少ない

のではないかと。もっと使いたいのだけれども、1件当たりの枠が少ないのではないかと
いう要望に応じて、担当課のほうで25年4月から枠を倍増したわけです。そこで、1件
当たりの借り入れの多額な人がふえまして、現在この間の資料では94ですけれども、実
際今枠の中の100%、それも超えそうだというような状況だと認識しております。

そこで、もともとほとんど利用されていなかったという時代の21年3月までの要件に
ついて確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○金木委員長 大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 多分補給率についての要件ということ……

(何事か呼ぶ者あり)

○金木委員長 暫時休憩とします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時43分

○金木委員長 休憩前に引き続き会議に戻します。

大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 答えいたします。

保証協会の保証についてはちょっと古い部分まで手持ちにないものですから、ちょっと
申しわけございません。利子補給の補給率についてなのですけれども、まず運転資金でい
きますと、これ昭和63年からということになってはいますが、運転資金、1年を超
えたものについてはまず貸付利率が6.5%という利率で貸し出ししております。補給に
つきましては、5%を超えたものについての補給率となっておりまして、実質の町が補
給する分については1.5%、設備資金につきましても6.5%の貸付利率で、このとき
については設備のほうには補給が7年以内で6.5%で、3%超えた部分について補給と
いう形になってございます。これが長く続きまして、途中最後のほう、平成9年ぐらいに
貸付利率が大きく下がりました、1年を超えるものについては4%で、3.5%を超えるも
のについて利子補給ということで、実質利子補給が0.5%、設備につきましては7年以
内について4%で、これについても1%を補給している形になってございます。これが長
く続きまして、委員がおっしゃった21年度までが実質同じ、変わらない形で利率になっ
てございます。補給率については0.5という形で続いております。21からは貸付利率
が2.6で、1%を超える部分という形で特例でやっております。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 詳しく昔から説明してありがとうございました。

聞きたかったのは、20年で結構21年3月の直前なのですけれども、いわゆる補給率
というのいろいろありまして、羽幌の場合は今たまたま運転資金でいえば1年未満は1.
9%だから1%を超えたものということは町は0.9%出している。5年未満でしたか、

それは2.4ということで1.4出しているということです。表現を変えると、補給率と、いわゆる実質借りる側が幾らで借りているかという部分をごちゃごちゃになると数字わかりづらいので、改めて20年、21年3月だけで、借りる側が幾らで借りれたのかということで改めての説明を求めます。

○金木委員長 大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 答えいたします。

まず、20年度につきましては、一番多い1年を超えて5年までという形の部分でいくと、借り入れ側は3%の借り入れ利率になってございます。設備資金につきましても一番多い7年以内という部分でいきますと、設備資金についても3%の借り入れ利率になってございます。21年度になった段階で若干減りまして、運転部分については同じ1年を超えて5年までで2.6、設備資金につきましても7年以内という部分でいくと2.6%の借り入れ利率になってございます。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 それでは、21年4月から1%ということになりますと、2.6で借りていたものが1%よくなりましたよという表現でよろしいですね。私もちょっと不思議だったのは、私もそのころ2%だったかなという記憶があったのですけれども、今回特例を廃止することによって、そういう数字からすると2.6に戻るといようなことに理屈上はなるのかなという。実際は2ですから、そんなことはないのかもしれない。その辺の説明について説明してください。

○金木委員長 大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 答えいたします。

町の利子補給条例でいきますと、借り入れ利率2%を超えた分について町が補給する形になってございますので、借り入れ利率が21年度でいくと2.6なので、本則でいけば0.6を町が補給するのですけれども、特例で1%を超えたものという形になりましたので、1.6%を町が補給すると、そういう形になってございます。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 それでは、私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、20年、21年は借りる側は2%で借りていたということですよね、今の説明からすると。2.6で借りていたというふうに捉えて質問したのですけれども、それが1になり、今度は戻って2になるということになるのですか。

○金木委員長 大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 答えします。

申しわけありません。実際に事業者の方が借りる段階は、21年度は2.6で借り入れを起こすと。町のほうは半期に1度ですけれども、このうちの1%を超えた分の1.6を補給すると。ですので、実際借りたときは2.6で借り入れを起こしていただいて、金融機関には2.6%分の利息を償還していただいて、町のほうはそのうちから1%超えた部

分、1.6を補給していると。条例上は、2%を超えた部分のみ補給するという形になっていますので、借り入れはあくまでも2.6で借りていただいて、本則でいけば0.6だけ補給なのですけれども、特例期間ということで1%を超えた部分としますので、1.6%補給していると、そういう形になってございます。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 申しわけありません、質問の仕方。私の認識どおりで、やっぱり20年、21年は2%だから2%に戻るよということで、何ぼ補填しているという質問ではなかったのですけれども、そういうことだと時間を費やして申しわけありません。いずれにしても、平成20年、21年3月まではいわゆる2%、これから戻そうとしている金利、借りる側が実質負担する金額です。今は1.9と、あれどうするのか後で聞きますけれども、2.4が多くて、実際2.4で借りて、今でいうと半期に1度、その1.4%分が口座に振り込みになると。だから、実質1%で借りているという仕組みです。

それで、その前も要するに2%であったときには本当に今の5分の1以下の利用しなかったということは、今後2%に戻した場合に表面上のものは今年になってから3件借りているという話をしましたから、仮に5年間はその人たちは途中で借りかえしてゼロにしない限り、数字上は一遍に十何ぼだとか落ちるわけではないのですけれども、そのまま返していけば、いわゆる残高なり。新規に関しては、前と同じ状況になるとほとんど使われないということも場合によっては考えられるなと思いますけれども、今回決定に当たってその辺の検討はどういうふうにしたのでしょうか。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 その点について一般質問で答えたとおりで、検討しておりません。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 実は、今初めて聞いたような気がするのですけれども、そういう話までいかなかったもので、せっかく私3点セットと言いましたし、私なりの言葉でいえばこの5年間で本当に町が商工業に本腰入れて、この利子補給制度の大幅改正というのはまず地元にある会社が元気になって、設備資金を低利で借りて、雇用だとか、そういうふうに伸ばしてほしいということの始まりがここだったと思っているのです。それに対して、さらに雇用促進助成金制度もつくって、よりそれが推進していけるようにやってきた5年間であって、先ほども雇用促進のところでは言いましたけれども、30人の新規雇用が生まれるというのはそれまでの羽幌町の中ではここ何年間の中ではあり得なかったというので、本当に町のこの制度が生きているなという前提です。

そこで、始まりのというか、根本のこの中小企業特別融資制度が非常に大事だと私が思うのは、やっぱりもともとある会社が運転資金も、それから設備資金、性格は違いますけれども、その会社がきちっとやっていけるために町が頑張れよということで予算をつけているわけです。それがもとの21年3月以前の、ほとんど使われないと言ったらちょっと失礼かもしれませんが、19年でも8%しか使われなかったと、組んでいた予算の。

この8%も実際に枠小さいですから、もっと。そういうふうに戻すということは、本当に打撃を受けるのではないかと、この羽幌町の商工業に対して。ほか外に使いよということではやっぱりかなり厳しいなと思うのです。そこで、今その確認をさせてもらいました。前回の町長のやりとりでは全体の財政でというところまでどまってしまったのですけれども、逆に行政のほうにまたお聞きしたいのですけれども、この1%にして続けてきたことのメリットは私さっきから力説しているつもりですけれども、メリット、もしくはデメリットは、言い方は最近は何か検証でもいいのですけれども、その辺は今どうお考えでしょうか、担当課のほうでは。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 この件につきましては、委員がおっしゃっているとおり、時限がありまして、その時限が来たので、切らせていただきました。

そして、デメリット、メリットについては具体的なものは検証しておりませんが、ほかにも借入れ制度等ございますので、いいだろうという話で私は決断させていただきました。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 少し財政の話とか、そういうのは後にしたいのですけれども、ほかにも借入れの制度があるというのは、要するにほかの銀行やら国金やら、そっちから借入れられるのだから、町は金利を下げても貸す必要がないというふうな意味合いで捉えていいのでしょうか、今の発言は。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 意味合いとしては、先ほど来一般質問のときも申し上げたとおり、財政を少しでも軽くしたいというつもりでやりましたから、こういう形をとりましたし、ほかにあるということは私の最大の理由でございます。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 ほかから借りれるのだからということで、これはそこでこだわってやっても余り意味がありませんので、やめますけれども、少なくともやはり商業振興ということで、そこに2人いますからあれですけれども、2代の産業課長さんが本当に今までのことを脱皮しようということで、これは当然商工会とも相談したでしょうけれども、やってきて、繰り返しになりますけれども、ほとんど使われなかった特別融資制度がこれだけ100%超える、しかも2年前に1件の枠を倍増したのです。それは、もっと借りたい、もっと設備投資したいという人に応えようということで出してやったのです。それが実を結んで100%になれば、それは経費はふえます、当然。だから、この間も言いましたけれども、予算ベースでは去年700万のものは今年やめたら633万になっていきますよと、予算ベースでは70万下がりますと。実行ベースではふえましたから、去年700万で実際にこの間補正を通して880万かかりましたと。880万かかるようになったから、やめるのだと言うのなら、それはそのデメリットなのですけれども、ただ期限が来たからと

いうだけでは、借り手も本当に理解できないと思うのです。それで、担当課は予算要求する段階でメリット、デメリットというのはやっぱり考えて、今年はこれでいこうとかというのがこれは各課みんなそうだと思うのです。その中で、毎年毎年担当課の事後評価といえますか、それをしていったら、では今年は何ぼつけようかだとか、それを予算要求として上げようかとやっていると思うので、担当課のほうでメリット、デメリット、やっぱり応えられるのではないかと。もしくは、予算要求まではほぼ、副町長が産業課長でしたので、担当課と今振ってしまいましたので、なかなか答えづらかったら副町長のほうからでもお願いしたいと思います。

○金木委員長 江良副町長。

○江良副町長 当時私が産業課長時代に融資枠を倍増させたという状況でありますから、そういう意味では今回の利子補給の時限によって1%に切り下げるとするのは苦渋の決断ということですが、実態としては例えば枠を倍増することによって、なるべくロスの起きないような借り入れができると。2つ、3つにまたがって資金を用立てるということがないようにということも含めまして、資金貸付金の枠を倍増させたという状況であります。一方、今の利子の部分につきましては、おっしゃることもよくわかるのですが、町としてもこの制度についてはそれなりに管内の状況等々も鑑みまして、そういう意味で財政状況も含めて最終的に判断をしたということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 聞いたのは、要するに担当課長として予算要求する際に幾らで予算要求したかわかりませんが、私は。わからないけれども、今までの毎年毎年を検証で、例えば2年前は副町長、産業課長としてこれはいいのだという判断のもとにさらに枠を拡大して、議会を通していったわけです。そこから実質1年半ですか、25年4月にとったわけですから、実質1年半の中で、ではもう下げていいとかいうふうになったのには何かの理由がある。町長にすれば期限が来たからということなのかもしれませんけれども、実際の担当者として利用者等のこともわかっていて、そして最終的にその決断に、最終決断は町長ですが、なった中で、やっぱり少なくともこういう問題があったのだから、この事業に問題があったのだからということではなくて、これは非常にいいことだと、非常に成功したのだというふうにも役場内部で思っているのであれば、では削るのはここだったのかという思いになるのです。しかも、何千万かかっているからという話ではないです。去年ベースで880万かかっている、これやめたら630万だから290万下がりましたと。それで、財政がよくなりますか、悪くなりますかという次元ではないというのは一般質問の私の考えでしたけれども、そこでせめて聞いたことに答えてほしいのです。この事業の利子補給制度がなぜ意味がないというか、やるというか、財政とは言いたくないですけども、今回全部で九十何億、六十何億の予算を一般会計の中で組む中で、毎年各課の予算要求というのは70億、80億だったりするわけです。それを削っていくのが最終的に査定です。

それは、大変なことだと思いますけれども、その中で本当にほかのことをどう見ていっても、ほとんど比べて、私の感覚です、最も喜ばれて効果が上がっている事業を、しかも過去に振り返ると、今100%のものがほとんど利用されなくなる可能性のある金利であるということもわかっていながらそういう決断をするか。それは、事業に対する何かあるのではないかと逆に思うのです。僕らの知らない、これやっても意味ないのだよと、こういう弊害もあるのだというのなら、むしろ聞かせてほしいと思うのですけれども、ないですか。町長は、その辺経験していませんので、やっぱり副町長にお願いしたいと思います。

○金木委員長 江良副町長。

○江良副町長 確かに利子補給の枠を切り下げることにつきましては、借り入れしている事業者にとっては負担に当然なりますから、そういう意味では大変な状況になるのだろうというふうに思っておりますが、町といたしましても制度的に2%の利子の補給自体が事業者にとって耐えられるものかどうかという部分の判断もいたしまして、それで今回基本的に借り入れ利率自体は今2.4%等々になっておりますので、その中で町が1%を補給して、残りの1.4%を事業者が負担をするという状況で経済活動的には耐えられるのかなという判断もいたしております。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 余り細かい話に戻りそうなのですが、今の発言は一番代表的なところ2.4%ですから、町が1%を負担して、利用者が1.4だと0.4のアップで、ちょっと厳しいけれども、少しはなと思うのですけれども、今決めたのは違います。2.4%の貸し出し金利に対して、町は0.4%の補助しかしませんと。借りている人間は2%ですよということです。これから2%になるのです。もし間違っているなら、マイク通して訂正お願いします。

○金木委員長 江良副町長。

○江良副町長 済みません。私の説明が間違っていました。そのとおりです。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 少し時間にとって本当に申しわけないのですが、何とか早い機会に、全てもとに戻せとは言いませんけれども、どうも今の話をずっと聞いていてもデメリットの話は誰もしてもらえませんし、よかったという話は私だけがしているだけではなくて、多分担当課もこれは政策として成功したなという思いがあるのではないかなというふうに言葉の端々から感じて、さっきの答弁ができないのかなという想像をします。たまたまですけれども、先ほど漁業近代化資金利子補給の中で、私も1.何ぼだと思っていまして、商工会が2でやっているの、漁業だけそれ以上上げるわけにいかないというような議論昔よくした記憶があるのです。商工が1に下がったので、漁業も少し下がったというようなことは聞いていたのですけれども、現状0.4で借りているということも知りませんでした。農業はもとより、もっとも0.0もありますし、全然比べものにならない金利でやっているとい

うことも事実です。そこで、これは認識違うとはっきり言われましたけれども、私はやっぱり最も働いている人が多い就業率で、2,000人働いている商業がだめになっていくと、この地域はもっとだめになっていくのだよということも前回おっしゃって、私はそう思いませんということでしたけれども、どう考えてもこういう制度をつくる時、業種によっていろんな状況というのは違うけれども、圧倒的に大きな業種の農漁商の中で、商業だけが突出して高い金利だけ課せられるような政策を打つというのは、やっぱり行政としてどうなのかなと思います。

それから、一つ一つの政策も後からだんだん出ていたらもっとよくなったのですけれども、例えば先ほど言った離島振興、これから通るかどうかのものは触れませんが、に関して半額補助、地元の旅館の人が直すといったら半額補助で、さっき三百何十万と言っていましたけれども、仮に200万リフォームにかかったら100万現金でもらえますよという制度です。それから、雇用も1人雇えば36万円年間払いますよねということです。そこで、この利子補給制度については、仮に1,000万借りたとして今は町側の、保証協会分は抜かして町側の利子補給の部分というのは14万円なのです。それで、本人10万負担ということです。そういう全体のバランスから考えても、今の政策だってそんなに特別突出して何か出し過ぎだという印象持たないのです。改めてよそのいろんな地域の今の同様の商工業に対する利子補給調べてみると、羽幌型というのは意外と少なく、借りの金額の2分の1というのが最も多かったです。だから、羽幌でいえば、例えば運転資金の1年目は1.9だと0.85本人負担。それから、2.4だと1.2。ちなみに、うちの姉妹町村でしたっけ、内灘も2分の1です。内灘、何で2分の1しているかということ、借りの側がいっぱいメニューそろえているのです。羽幌は銀行だけです、今のところ。そうではなくて、例えば国金だとか、いろんなものに対して2分の1なのです。だから、1.5で借りるならば0.75本人負担なのです。2.4で借りれば1.2が本人負担。もっときめ細かく対応できるような状況つくっています。そういうことからしても、他町村と比べても急に非常に高い金利で商工業がこれから借りていかなければならない。町長の言うよそから借りればいいのでないかというのは、ちょっと意味わかりませんが、確かに国金も担保なしだと2.4なのです。担保ありの場合は1.4から1.9ですけれども、何千万も借りる場合には担保入れれば1.4とか1.9で借りれますからいいのですけれども、何百万とか借りる場合には担保入れるため司法書士に頼んだり、印紙張ったりしなければならぬのです。そうすると、金利分のメリットがなくなるので、やっぱり2.4を選ぶのです。

(何事か呼ぶ者あり)

○森委員　そういう全体の状況を考えたら、これはあり得ないよという思いを本当に思うのです。そこで、何とか予算は予算として、今後早急に是正するなり方向変えるような考え方を持たないかなと思うのですけれども、そこは町長、どうでしょうか。

○金木委員長　駒井町長。

○駒井町長 いろいろとご教示いただきまして、もう一度考え直す気はないかというご質問だと思いますので、私は就任してまだ日が浅く、最初に申し上げましたとおり、第1次産業の振興で商工業の振興も図りたいと、そういう考えできておりますので、今回の件については12月の時点で商工会から要望書が上がっていたにもかかわらず、こういう結果になったということはおわびを申し上げたいと思いますけれども、今後すぐに変更するよ
うな考えは持っておりません。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 変更という意味合いはわかりませんが、これはもとに戻すということですから、いわば恒久法で時限ではないのです。ただ、一番聞きたいのは、第1次産業が主体で、選挙のときに言ったと前回表現していますけれども、2次、3次はそこが頑張ってもらうことによって頑張ってくださいということではなくて、今の商工業が日々日々営業活動しているわけです。そこで、いわゆるもう一度例えば担当課なりを中心に調べて再検討するとか少し時間をくれとか、そういう返事はできないのかなと思うのですけれども、もう一切考えませんということではか
一歩も変わらないというふうに理解してよろしいのですか。答弁をお願いします。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 はい、そのとおりでございます。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 私は、しつこいかもわかりませんが、町民の身近な問題でございますので、改めて質問させていただきますけれども、サンセットプラザの入浴料であります。11月か12月、ちょっと日にちは確認してきておりませんが、委員会の中で私はこの管内、当時500円で、うちが550円、そして50円の差があって、今回600円と、100円の差がついたと。そして、管内では、調べましたら据え置きという形の中で何とかならなかったのかというお話もさせていただきましたけれども、もう既に決めてしまったような状況の報告のような委員会でしたので、私はそれ以上は申し上げませんでしたけれども、お聞きしてあれした内容の中に、皆さんもご存じのとおりJAFという会員になればいろんな恩典があるわけです。この会員になれば50円が割引になるのです、うちのサンセットプラザの入浴料。それから、交通安全協会会員、これは免許の更新のときに大体80%か90%近くの方が入っていますから、こういう方々にサービスをしているのです。ですから、私は何度かお話を
して、話し合いをできないのだろうか。聞きましたところ、このJAFだとか交通安全はよくわからないということで、後ほど報告すると言ったけれども、いまだにその報告もないわけでありまして、まずその点からお聞きしたいと思います。

○金木委員長 産業課、木村観光振興係長。

○木村産業課観光振興係長 お答え申し上げます。

確かに委員会のときにJAFの割引ですとか交通安全協会の割引制度があるぞという話

を委員からいただいております。その後の常任委員会でそういった内容について確認しているのかということをお問われた際に、私としてはホテルの担当者にその点については聞きましたというお答えをしていると思います。確認済みだという話はしたと思います。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 それちょっと私聞いていませんので、もう一回したら確認してどういう状況になったのか教えてください。

○金木委員長 木村観光振興係長。

○木村産業課観光振興係長 委員ご指摘のとおり、そういった会員だったり、そういった証書を見せることよっての割引を行っているとのことでした。額面については、済みません、今定かなものを持っていないので、お答えできませんけれども、確かに割引は実施しているよという回答内容です。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 せっかく確認していただいたのだったら、金額も確認すべきだと私はそのときにも言っているはずですが。私もカード持っていますから、交通安全協会もJAFも持っています。50円の割引なのです。どうもこちらのほうから一つ一つ言わなかったら調べてもらえないような状況なのです、今もそうですけれども。それだったら交渉するも何も私はないと思うのです。これだけ町民の身近な、ではこういう会員に入っていない人が600円で入らなければならないという非常に不公平な問題が起きているのです。まして前にも私話したかもわかりませんが、新しい町長になって、駒井町長になってから温泉が高くなったという話がわあっと飛んだので、それを私は確認して、私の知っている範囲では今の町長になってからやったのでないですよということは私は言っていますけれども、これももう少し交渉すべきだと思います。こういうJAFなり交通安全、全国的な人たちを50円割引にして、そして住民の財産である住民の人たちにはまともに600円とってしまうと。さらに、最近聞いている範囲では、苫前から1人でも2人でも迎えに来ますよということで、羽幌から相当行っているというのです。そうしますと、入る人が少なくなれば、逆に私は赤字になると思うのです。電気料上がった、燃料が上がったといっても、こういうプラス・マイナスあつては本当にアンビックスとして経営上どうなのかなという心配もあるのです。ですから、今支配人もかわられたと聞いていますので、町長も新しくかわりましたので、ぜひひとつ町民のために何とか住民にもこのサービスをしてくれないかということで話し合いを持っていただきたいと思いますが、町長、どうお考えになりますか。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 そういった関係については、まだ担当者かわったばかりですし、よく自分自身も勉強しておりませんので、今後の検討の材料にしていきたいと思っています。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 ぜひ町民のためにお願いしたいと思っています。

それから、2つ目について質問しますけれども、天売の探勝船の問題であります。これについては、委員会で報告もいただきました。そして、残念ながら2年満たないぐらいでだめになってしまいました。そして、この補助金を出すときに条例も何もない中で前町長はやられまして、私は本会議のこの場からこれは根拠は何ですかと聞いたときに政策補助と。政策補助なんていうのは緊急の場合であって、この手を使うのであれば条例も規則も要らないのだと。今後こういう手は使うべきでないと、私はこれには反対はしないけれども、使うべきでないと言ったら、舟橋町長は今後気をつけますからということでやめましたけれども、残念ながらこれもせっかく出したものが2年も満たないうちにだめになってしまったと。今私がお聞きしますのは、島の中で漁業者が漁船を使って、何か2件くらいのお話があるということを知ったのですが、その先もし進んでいる話があればお聞きしたいと思います。

○金木委員長 木村観光振興係長。

○木村産業課観光振興係長 答え申し上げます。

現在2件の申請が出ておりまして、これら当然旅客輸送の手続をしなければなりません。これについては、運輸局の稚内の庁舎の方と申請書類について私が中継をして、いただいた書類を始めようとされている方にお渡しして記載をいただくという、その申請手続の段まで今来ているところでございます。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 それで大分安心もいたしましたけれども、一応委員会の中でもいろいろお話ありましたけれども、ほかの補助金もいろんな質問もありましたけれども、補助金を出す以上は本当にこれで出していいのかどうかしっかりと確認をしながら、町民の税金でありますから、しっかりと補助金を出すときにはきちっとしていただきたいと思います。

それで、もう一点お聞きしますけれども、議案の13号の羽幌町企業振興促進条例の一部改正、これはここで質問してよろしいのでしょうか。

○金木委員長 はい。

○船本委員 委員会に提案されていますので。これきのう担当課長から説明がありましたけれども、これは町内外というようにちょっと私聞き間違えかもわからないのですが、該当するのは町内外なのか、町外だけなのかお聞きします。

○金木委員長 大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 答えいたします。

町外から離島において事業を実施される方という形になっております。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 わかりました。町内は、今の観光の条例のほうでもありますよね。あるのですね。わかりました。

それで、これ本当にいいことだと思うのですが、羽幌町のほうとの整合性はどのようにお考えになっていますでしょうか。

○金木委員長 大平商工労働係長。

○大平産業課商工労働係長 お答えいたします。

今回の改正につきましては、離島振興ということを考えてつくっている条例でございます。離島部分につきましては観光産業、これが特に大事な事業ということで考えてございます。今島のほう、もともとこの離島観光つくった部分でございますが、観光者の方々からのアンケートで施設部分、もう少し改修したほうがいいのではないかというご意見がかなり多かった部分があります。それで、この条例を改正させていただいて、離島のほう、特に観光部分に手厚い補助をつくって、少しでも施設の整備等々お願いして、リピーターをふやしたいという形でつくったものがメインでございます。今回の部分につきましては、町外から来ていただいて、少しでも活性化をしていただきたいというのがまず1点、もう一点は焼尻でいきますと離島の宿泊施設、かなり件数が減ってございます。できればこういう部分にも来ていただいて、島に住んでいる住民の方々が何か工事等を行うときに業者の方々も泊まれないということもあるように聞いてございますので、できればそういう方々も補完できればと考えてございまして、地元のほうは余り手厚い部分もございませんけれども、離島の観光振興を重点に置かせていただいたというふうにご理解いただければと思っております。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 理解はいたしました。島という特殊な事情でありますから、十分わかりますけれども、羽幌のほうも観光を一生懸命やっているわけですから、やはり観光でなく、これは企業振興条例をいじったわけですから、一つの企業誘致の部分だと思っております。ですから、観光は島は羽幌以上の観光だ、天売、焼尻というのは当然そうだと思うのですけれども、今回は一部改正は企業振興ですから、ここら辺も観光も含めて今後やっぱり整合性をとりながらやらなければ、どうしても全体的に見て羽幌町もお金がない中で一つのこれだけの器でこれだけの要求が来るわけですから、やはりこっちが多い、こっちが少ないということになりますので、ある程度バランスもとりながら、整合性をとりながらひとつやっていたきたいと思っておりますが、いかがですか。これ最後にします。

○金木委員長 江良副町長。

○江良副町長 今回の条例改正につきましても、町外の事業者の方が離島に来て事業活動、経済活動するに当たって、その辺の事業費、設備費のコストの負担を幾らかでも軽減させようと、こういうことで観光産業が大いに発展していただければというような思いで条例改正の提案をしたところであります。特に離島振興で今回特に重点的に置いておりますけれども、企業振興の中でも特に離島に関してはそういうようなハンディがあるということも含めてそういうような体制になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○金木委員長 5番、船本委員。

○船本委員 副町長のほうで随分観光振興と言っていますけれども、私聞いているのはこれ今一部改正出しているのは企業振興条例の一部改正ですから、これの関連で私は地元

も企業誘致もしないのに、わざわざ羽幌に来て企業を起こして、商売をやってくれて、何十人も使っているところもあるわけですから、その部分を私お聞きしているのです。

○金木委員長 江良副町長。

○江良副町長 今おっしゃいました状況については、当然我々も理解をしておりますので、そういう意味で今後の振興に生かしていきたいと思っております。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 船本委員の質問と、私も一般質問でやっていますが、要望とお願いに近いのですが、やはりお風呂の値上げ、これ燃料の高騰なのですけれども、いろいろ8年間の状況分析していますと、今回急速に原油下がりましたので、やはりこの26年度と将来の見込みで、恐らくきちんと精査すればやはり値上げをもとの形に戻せるのではないかと思うのです。これ3月締め切った段階で、また再度きちんと原油関係の原価等を計算して、担当の方から550円、可能であれば500円ですか、そこら辺打ち合わせとか検討をよろしくをお願いします。そういうことで終わります。

○金木委員長 ほかにはありませんね、商工。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 以上で説明員の入れかえもありますので、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時39分

○金木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次は、第8款土木費です。145ページから160ページまで質疑を行います。

8番、阿部委員。

○阿部委員 説明資料の19ページの9番、住宅改修促進助成事業ですけれども、これ26年度は40件で応募してきた全部やっていたのですけれども、今回も40件になっています。40件で今回もびたっと切ってしまうのかどうなのか、まずお聞きしたいと思います。

○金木委員長 町民課、水上課長。

○水上町民課長 27年度予算については、40件というふうになっております。26年度、今年度については40件のところ56件ということで補正をかけてやっております。27年度については一応40件の枠は設けていますけれども、応募状況によってどうするかということは今後検討するものと思われま。

○金木委員長 8番、阿部委員。

○阿部委員 最終年ということなので、多分どんどん来るのかなと思いますし、なかなかこういったことでもないとうちをリフォームするという機会もないので、ぜひ前向きな検討していただけたらなと思います。

○金木委員長 答弁はいいですか。

○阿部委員 答弁あれば、なければいいです。

○金木委員長 7番、村田委員。

○村田委員 関連でもう少し、まず継続で件数分だけを行ってきましたが、26年度は補正を組んで全戸やったと、まず施工したという、補助したという部分の意図といいますか、そうなった経緯といいますか、それをまず教えていただきたいのですけれども、

○金木委員長 水上町民課長。

○水上町民課長 26年度につきましては、消費税が上がるということで、経済といいますか、冷え込むのではないかとということで全件を採用したというところであります。

○金木委員長 7番、村田委員。

○村田委員 内容はわかりましたけれども、その前年度までは要は外れた人は工事をしなかつたり、補助をもらえなくてもしたりという部分が去年だけ全戸なったということであれば、今年状況によってとは言いましたが、総件数が40件以上あった場合にはやっぱりその前向きな部分をしていかないとどうして去年だけの人はこうで、今年度27年度はまたもとに戻ってしまうのという疑問が湧くのではないかなと思うので、そこら辺は酌んでもらいたいのと、今年度たしかこれで一回切れるかですよね。将来的な部分でいくと、私もこの事業はかなり効果のある事業であるなと思っているのですけれども、また引き続きのお考えはあるのかどうなのかとお聞きしたいと思います。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 ご要望があれば来年も考えなくはないかもしれないという程度の、財政が許せばという条件つきでございます。

○金木委員長 7番、村田委員。

○村田委員 それで、もし今の考えの中であれば、ぜひとも今年度は頑張っても補正をして、町民の要望に応じてもらいたいと思います。

終わります。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 私も同じ件なのです。先ほど検討するということだったのですが、昨年議会としても毎年やっぱり補正を組んでも要望された方には全てやるべきだという話はずっとしてきたのですけれども、町側からはある年だけ突出して申し込みがあって、次の年は減るとするのは困ると。一定期間継続的に仕事を渡すためにも件数を制限しているという説明だったのです。昨年は、それを排除して、応募者全てではないのです。応募したけれども、抽せんに来て、抽せんに外れた人に限って、外れたけれども、また合格しましたよという、そういう形をとったのです。そうすると、申し込んだけれども、抽せんに行かなかった人は、抽せんになったから行かなかったという方がいらしたと聞いています。抽せん時点で検討するのか、それともそこはしっかりしないと、出して、抽せんして外れないと、また補正でふやすのかというのが、そこがやっぱり不公平になるのではないかとこのふう

に思います。

それと、町長は先ほど来年度は財政を見てということでは言われたのですが、もし今年が最後ですと出た人はまだ補正する可能性もありますよということだと、今年どんという申し込みがあり得ないのです。なので、それを公募する前に早目に来年以降も継続させるのか、それとも今年度は来たものに対して全て受けるとか、そこをしっかりと町民にインフォメーションをしないと、去年との不公平感、来年以降もしないのであれば来年と今年不公平感というのが生まれますので、もし決断するのであれば早い時期に調整していただいて、来年以降、今年も含めてどういうふうに対応していくかという方向性を出すべきだと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○金木委員長 江良副町長。

○江良副町長 今の質問ですけれども、確かに理解できます。これまで3年間実施してきておまして、ある程度例えば住宅の改修需要というのはいいところピークを迎えたのかなという思いもありますし、今年度の40件についても、昨年でいいますとオーダーをしたけれども、なかなか業者さんのほうは対応できなくて、勘弁してくれというようなところも何かあったというふうに聞いておりますので、その辺の部分が今年に入ってきて大体一巡するのかなというように思っております。いろいろリクエスト聞きますと、細く長くというようなことで、例えば件数を少なくしてでも長い期間に何年間続けてというようなことの声も聞きますので、そういう意味で今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 自分は前向きに今受け取ったので、ぜひその検討を早目にしていただいて、早目にどうするかということ発信していただきたいなというふうに思います。今は、リフォームのことで20万、昨年から壊すための費用もそれで賄えるということで拡大して、多くの方が使えるようにあるのですけれども、先日の一般質問で12月ですか、新築の補助、寺沢さんもしたので、新築の補助も含めて考えていくべきではないかなというふうに思うのですけれども、リフォームの補助のほかに新築の補助についても検討の中に入るのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○金木委員長 江良副町長。

○江良副町長 新築の補助については、これまでも事務方で検討したことがあるのですけれども、なかなか制度的に難しいということで、現状では新築の補助については考えておりません。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 19ページ、7番、公営住宅建設事業、幸町団地です。工期はいつでしょうか。

○金木委員長 建設水道課、石川主幹。

○石川建設水道課主幹 お答えします。

今年度の部分ということでよろしいですね。今年度の予定しているところ。今後4月になってから計画発表されますけれども、今のところ5月ないし6月から11月ぐらいというふうに考えております。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 大体11月の初旬ですか、中旬ですか、下旬ですか。

○金木委員長 石川主幹。

○石川建設水道課主幹 今の段階では、中旬、下旬とかというところまで決められておりません。

○金木委員長 9番、松原委員。

○松原委員 ここから要望なのですけれども、仮に11月の下旬といたしましょう。それで、この公営住宅、町民の方は新築に移れるということで楽しみにしています。そして、いろいろ手続もあって大変でしょうけれども、建設課の皆様にもいろいろな要望に応じていただいて、しっかりといろいろ対応してもらいました、町民課長さんにも。それで、どちらの課長さんも3月で定年退職されますので、次期の課長さんに申し送りというのですか、引き継ぎでやはり年内に転居できるように、そのようにしっかりとやっていただくように引き継ぎお願い申し上げます。よろしくどうぞ。

答弁結構でございます。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 予算書の147ページの除雪委託料についてお伺いします。

予算額は1億2,156万5,000円になっていると思うのですが、26年度との差異というか、26年度は幾らでどれぐらい増減したかというのをまず教えていただけますか。

○金木委員長 建設水道課、山川管理係主査。

○山川建設水道課管理係主査 お答えいたします。

26年度の除雪委託料につきましては、1億1,814万2,000円を計上しておりまして、27年度が1億2,156万5,000円、おおよそ300万円ほどの増額となっております。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 当初自分が説明受けた段階では、過去5年間の量を平均して積算していくということで、今年度に関してはまだきつと決算が終わっていないので、どうすることもできないのかなとは思うのですけれども、今年度の量を見るとかなり少ないと思うのです。にもかかわらず、5年をくくったときに300万円また来年も上がると。ここ数年、右肩上がりで除雪費が上がっていく状況にあるのです。それは、やっぱり契約の仕方なり査定なりのところがどうなっているのか、その辺今検討している段階にあるのか、委員会でもたびたびもとのいろんな直轄だったり町営だったり、いろんな形で比較対照して検討していきたいということだったのですが、ここ数年はそれができていないのです。今後検討す

る段階にはあるのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○金木委員長 山川主査。

○山川建設水道課管理係主査 委員のおっしゃるとおり、今年度の状況につきましてはまだ今年度の契約が終了しておりませんので、実績も出ていないことから反映していませんが、ここ数年金額が増加している原因の一つとしましては労務単価ですとか燃料費の増額が大きな原因になっておりまして、同じ時間数であっても金額としては1時間に対する費用の支払いが多くなっていくというのが現状となっておりますので、それを今までの過去の平均的な時間に伴って計算しているところでございます。

その後におっしゃられていた今後についての検討にいたしましては、課としても今後委員会の中でも検討するよというお話でしたので、これからも検討していくものと考えております。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 これは、あくまでも予算なので、だから本契約はきっと11月ぐらいになると思うのですけれども、たしかそうだと思うのですけれども、それまでには今年度の実績を踏まえて行うので、この金額よりも下がる可能性もあるという解釈でよろしいでしょうか。

○金木委員長 山川主査。

○山川建設水道課管理係主査 27年度の契約につきましては、確かに今年度の結果をもとに考慮して算定するようにはいたすのですが、いかんせん実績等だけではなく、単価の部分の新年度の金額がずれてくる可能性もございますので、必ずしも安くなるとまでは言及できないところでございます。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 これから労務費なり燃料が上がるのかということなのですか。現段階での労務費と燃料できっと予算立てはしていると思うのです。ただ、その査定というか、5年間の平均ということであると、やっぱり出勤の回数ですとか量ですとか、そういうのが比較対照されると私は認識していたのです。そうすると、今年度は明らかにその日数なり出勤はまだ実績がわからないので、何とも言えないのですけれども、昨年よりは、その2年前、3年前よりは下がっていると思うのです。それで、落ちないわけではないなと私自身は思うのですけれども、そこは余り納得はいかないのですけれども、その辺はどうなのでしょう。出勤量にかかわりますよね。それが平均になると平均値は下がるので、その分労務費なり燃料費がふえるという計算なのでしょうか。その辺もう一度お願いします。

○金木委員長 山川主査。

○山川建設水道課管理係主査 過去実績の平均につきましては、過去5年を鑑みるのですけれども、その中でも余り突出した大きい時間がかかり過ぎている年ですとかとても少ない年とかというものの差がどうしても自然なことなので発生してしまうものですから、できるだけ平均的な時間をとれるようにしておりますので、今年度が仮にとてもここ5年の

中で一番少ないような時間になるようでしたら、それもその5年の平均する中ではそんなに影響してこないものかと思っております。

○金木委員長 3番、小寺委員。

○小寺委員 自分的には上下するのはしようがないことだと思っているのです。ただ、例えば今年度ですか、予算で新しいロータリーを買いました。ロータリーを買った理由は、作業効率化ということで購入したと、古くなったというのがありますけれども。というのいろいろな要素があるわけなので、自分は町民もきっと今年は少なかったから予算が抑えられたのではないか、除雪費が抑えられたのではないかなということなのですけれども、そうではないです。少なくとも多くても補正はしないというあくまでも前提で自分は認識しているのです。ただ、過去、昨年とかその前は国からの特別交付金によって補正を組んで、ふやした経緯はありますけれども、あくまでも予算の中でやっていただくという契約です。それも含めて今後行政サイドで検討するのか、それを議会と一緒に検討するのかわからないのですけれども、そういうのも含めて契約のあり方も考えなければいけないのではないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○金木委員長 安宅建設水道課長。

○安宅建設水道課長 今年相当雪が少ないということ、確かにそうなのですけれども、雪の質がちょっと違うのです。要するに湿った雪ですすぐ凍ってしまって、なおさら稼働しなければならぬという部分が出ています。排雪もしていますし、また燃油だけでなく、労務単価が飛び抜けて相当上がっているのです。一応道の単価を採用して使っていますから当然上がっていますし、今年の3月終わってみないとわからない部分はございます。

○金木委員長 10番、熊谷委員。

○熊谷委員 港湾関係につきまして確認したいことが2点、そして引き続き磯野議員も一般質問もしましたけれども、静穏度につきましてお聞きをいたしたいと思えます。

ページ数は、予算説明資料の18です。羽幌港の浚渫業務につきまして、今年も毎年やっているわけですが、大体金額は500万という毎年の予算額ですが、これについてほかにもまだやる場所があるのかなのか、今までどおりなのかお知らせをいただきたいと思えます。

それと、港区岸壁等々の波除堤、そして接岸、それに船揚げ場等々の進捗状況並びに現状でおくれはあるのかなのか、その点についてまずお伺いをいたしたいと思えます。

○金木委員長 建設水道課、三上主幹。

○三上建設水道課主幹 お答えいたします。

まず、浚渫の件なのですけれども、一応毎年やっているところで今のところ予定しております。それで、時期が来ましたら漁協のほうと相談させていただいて、現場の声を聞きながら必要な箇所について浚渫する予定でございます。

それと、2点目の工事の進捗状況なのですけれども、昨年度も負担金6,000万ということで予算計上させていただいたのですけれども、国のほうの予算が地方港湾、全国的

に厳しいということで7割程度の予算しかつきませんでしたので、工事はちょっとおくれ
ぎみでございます。

以上でございます。

○金木委員長 10番、熊谷委員。

○熊谷委員 予算等々につきましては、国の事情もあるでしょうから、それはいい意味で
理解をいたします。町長もそういう関係で磯野議員の質問にも答えていたと思いますし、
その静穏度の問題もしかりでございますが、私どもが常任委員会等々では静穏度の問題は
やはり羽幌町が中核となって、そしてフェリー、漁協、そしてその意見をまとめて、開発
局のほうに調整といいますか、折衝をするような工夫が必要ではないのかなと思ってい
ろと質問をしてみました。どうも開発局自身の進行といいますか、そういう意味
で国の予算関係も7割程度の予算しかつかなくて大変なのだということですが、私
はこの静穏度の問題のフェリーの移転の問題は大変深刻な問題だと思うのです。一昨年、
もう1年と何カ月になりますから、今年で2年目ですから、この対応は何か羽幌町でとら
なければ、ずっと2年も3年もこれ待っていいのですか。そういう関係で何かのイニシア
チブをとって折衝する、交渉するという立場が必要だと思うのですが、その辺はどう思
いますか。

○金木委員長 三上主幹。

○三上建設水道課主幹 私どものほうでも開発なり、港湾事務所のほうには問題の重要性
について十分何とかならないかということで、担当者レベルなのですから、お話し
しているところなのですが、また理事者と相談して、よりよい方法をまた検討したいと思
っております。

○金木委員長 10番、熊谷委員。

○熊谷委員 関係者のほうはわかりました。

そこで、町長にお伺いしますが、町長、この問題は前町長さんからのずっと引き継ぎ事
項でありますし、この問題について町長の取り組みといいますか、今後関係機関等々に対
する要請等々につきまして町長の意見をお伺いしたいと思います。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 それでは、熊谷委員の港湾に対する姿勢についてのご質問でございますが、
前町長からは引き継ぎは行いましたけれども、この件についての具体的な引き継ぎは受け
ておりません。私としては、先ほどの答弁と同じになって大変申しわけないのですけれど
も、まだ就任間もなく、そういった細かい事情については承知しておりませんが、4月
にはヒアリングがあるという話を聞いておりますので、その時点でまた何か進展があつた
らご報告したいと思っております。

○金木委員長 10番、熊谷委員。

○熊谷委員 ひとつそういうヒアリング等々も含めまして、期成会初めいろんな段階で、
道の段階あるいは国の段階等々にもいろいろなそういう要請する時期があると思

で、その点は全力を挙げて取り組んでいただければと思います。

以上、要望して終わります。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 説明資料19ページ、6、公営住宅等改修事業のうち公営住宅維持補修なのですけれども、この神楽丘団地外部塗装工事一式ほかと書いていますけれども、内容は何か、それから年度はどのぐらいたって補修しているのかを確認したいと思います。

○金木委員長 町民課、豊島主幹。

○豊島町民課主幹 お答えいたします。

まず、住宅改修のほうの内訳ですが、まず緑ヶ丘団地、それから北4条団地に設置しております灯油タンク、こちらのほうの取りかえを予定しているものと、続きまして朝日団地の雁木と呼ばれる場所があるのですが、そちらのほうの塗装工事で、その続きが神楽丘団地の外部塗装、これは26年度も実施しておりますが、残りの5号棟から7号棟、こちらのほうの外部塗装を予定しております。それから、栄町南団地の14号棟の2階建ての団地がありますが、そちらのほうの外部塗装、それらを合わせまして1,088万8,000円を予算として要求させていただいております。それぞれ朝日団地、神楽丘団地、こちらにつきましては建設当時から朝日団地のほうの雁木塗装につきましては平成15年に建設しているものに対して行おうとしているものであります。続いて、神楽丘団地につきましては平成8年に建設し、管理開始しているものに対して行おうとしております。最後に、栄町南団地、こちらにつきましては昭和52年に建設しているものですが、この間に同様の大規模な外部塗装工事を一度実施しているものに対して、さらに経年劣化によって外部のほうに外部塗装を行わなければならないというような年数が経過するということから予定しているものです。

以上です。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 塗装に限って質問いたしますけれども、上記2つでも7年ぐらいの差があるわけですが。この塗装に入る入らないに関しては、どういう基準で決定しているのでしょうか。

○金木委員長 豊島主幹。

○豊島町民課主幹 こちらにつきましては、平成22年に策定しております羽幌町マスタープラン公営住宅等長寿命化計画の中で年次計画というような形で盛り込まれているものを時の財政事情にもよりますけれども、年次的に予防的な修繕とあわせまして実施しているところでございます。

以上です。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 今おっしゃったように、22年にそれできるまではどちらかというと対照的な進め方をしていたわけですが。これをつくって、一応段階的なタイムスケジュールができたという認識だったのですが、7年もずれるということ自体が想定しておりませんでした。

その上で今後なのですけれども、これまではどちらかというと補修に力入れないでいたという批判が過去何十年か前かあって、やっぱり長く使いましょうというような方向で来ていると思うのですが、公共施設マネジメント、今年から始まるわけですけれども、ほぼできてこれから実行に向かって、これは公住は入っているのでしょうか。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 公共施設マネジメント計画につきましては、この3月に白書ができると。そして、その白書をもとに27年度、28年度、2年間かけて、どのような形で施設維持、それをかけていくのかということで、住民の意見も聞きながら統廃合、それから除却、それから維持管理、どうやっていくかということで協議しながら計画をつくっていきますけれども、その中にそれぞれ長寿命化計画、橋梁にしても公営住宅にしてもあります。それは、それらを遵守しつつその計画の中に盛り込んでいくということで考えております。

○金木委員長 1番、森委員。

○森委員 最後に、単なる数字の確認なのですけれども、財源内訳、いろいろその他、その他とあるのですけれども、これに関してはこのその他は何かとお聞きして質問を終わります。

○金木委員長 三浦財務課長。

○三浦財務課長 財源につきましては、単独使用料の収入を充てております。

○金木委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

次に……

(何事か呼ぶ者あり)

○金木委員長 審議の都合上、現在出席されている説明員で第11款から第9款まで終わらせたいと思っております。もうしばらくご協力をお願いしたいと思います。

次に、審議の都合上、第11款災害復旧費の質疑を先に行います。193ページから194ページまで質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

次に、第9款消防費です。161ページから164ページまで質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

◎延会の宣告

○金木委員長 お諮りします。

本日の審議はこの程度にとどめて終了し、あすにまた再開をしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認めます。

したがって、明日は午前10時から再開となります。

(延会 午後 4時17分)